

平成28年6月13日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

2番	江 崎 貴 大	3番	加 藤 克 之
----	---------	----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	民 生 部 次 長 兼 十 四 山 支 所 長	松 川 保 博
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齡 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 宗 治
庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行	秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人
危 機 管 理 課 長	羽 飼 和 彦	税 務 課 長	山 下 正 巳
収 納 課 長	鈴 木 浩 二	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長	伊 藤 仁 史

福祉課長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所長	村瀬 修
児童課長	大木 弘己	商工観光課長	大河内 博
土木課長	山田 宏淑	下水道課長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水谷 みどり	生涯学習課長	安井 文雄
図書館長	山田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三輪 眞士	書記	土方 康寛
書記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、江崎貴大議員と加藤克之議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず永井利明議員、お願いします。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

通告に従いまして、本日は教育関係1点、民生部関係1点について質問させていただきます。

3月議会では物的な教育環境について質問させていただきました。さきの熊本地震の後、中国のインターネットでは日本の子供を大切にする姿勢について称賛の声があったそうです。それは、日本では役所より学校の耐震化のほうを優先しているということであります。確かにそのとおりだと思います。弥富市もその例外ではありません。大変うれしく思っております。

さて本日は、小・中学校の人的教育環境について質問させていただきます。

「教育は人なり」とよく言われます。子供たちの教育にとって学校の先生はまさに大きな存在であります。小・中学校では、教育内容は国、職員の採用は県、校舎・運動場を含めたものは市町村となっております。しかし、今日ではその様相も大きく変わろうとしております。いわゆる個に応じた指導が重視されるようになり、職員の数はどんどん必要となってきております。これまでの教職員に比べて、今では非常勤講師、ALT、いわゆる外国語指導教諭、図書館司書、パソコン指導員、語学相談員、スクールカウンセラー、支援員等の方々が見えると思います。

そこで質問ですが、現在、小・中学校で勤務されてみえる方で市単独採用の方は、どんな職種で何人ぐらいお見えになりますでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） おはようございます。

それでは、永井議員の御質問にお答えいたします。

小・中学校における市単独採用についてでございますが、平成28年度の雇用状況では、特別非常勤講師16人、特別支援教育支援員25人、外国人日本語指導員5人、学校図書事務員4人、学校用務員6人となっております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今言われた方々にかかる経費でございますが、合計でおおよそどのくらいになりますでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 市の予算額でございますけれども、合計で4,730万円となっております。内訳としましては、特別非常勤講師1,200万円、特別支援教育支援員2,120万円、外国人日本語指導員170万円、学校図書事務員250万円、学校用務員990万円でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 市単独職員の採用人数は、恐らく年々ふえていると思われれます。これまでの推移についてお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 人数の推移でございますけれども、平成26年度から28年度の採用人数を申し上げます。

特別非常勤講師は、26年度、19人、27年度、28年度は16人。特別支援教育支援員は、26年度、19人、27年度、23人、28年度、25人。これは、支援を要する児童が年々増加している状況のため増員しております。外国人日本語指導員は26年度より採用しておりますが、26年度、27年度は6人、28年度は5人です。学校図書事務員は、26年度、5人、27年度、28年度は4人です。学校用務員は、市職員を退職後、臨時職員として採用しているため、26年度、2人、27年度、4人、28年度、6人となっております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私が経験した六、七年前には、たしかなかった支援員という方々が二十何名見えるわけですが、その方々の職務内容についてお教えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 特別支援教育支援員の職務内容についてお答えいたします。

小・中学校に在籍する発達障がいを含む障がいのある子供たちを適切に支援することが求められていますが、教師のマンパワーだけでは十分な支援が困難な場合があります。その背景として、特別支援学級や通級による指導の対象者が増加していること、通常の学級に在籍する発達障がいのある児童・生徒への教育的対応がますます求められていること、児童・生徒の障がいの状態が多様化していることなどがあります。このようなことから、特別支援教育支援員は、食事、排せつ、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、学

習障がいの児童・生徒に対する学習支援、注意欠陥・多動性障がいの児童・生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行っていただいております。

また、外国人日本語指導員は、日本語を母語としない児童・生徒に、学習活動を日本語で参加するための力をつけるため学習支援を行っていただいております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 近年は発達障がいの児童・生徒がふえてきていると言われます。そういう意味でも、今の支援員の方々の存在は非常に重要であると思います。特別支援学級の児童・生徒、特に発達障がいの子供たちの支援については、先月25日に改正発達障害支援法が成立し、これまで以上に個別教育に力を入れなければならないというようになってまいりました。学校現場でも人員の増員希望がよく聞かれます。今後とも学校現場の意見を大切に、県への人員加配要望はもちろん、市単独教員もふやす方向で考えていただければと思っております。

次に、学校支援ボランティアについてお聞きしたいと思います。

この「学校支援ボランティア」という言葉自体、新しいものであると思います。私の知っている学校支援ボランティアとしてはスクールガードがあり、小学生の登下校の付き添いやポイントに立ち見守るといのがその活動内容であると思います。現在もたくさんの方々に御協力をいただいております。また、学校独自で頼まれた職業講和などのボランティアもあると思います。しかし、最近、学生の方等が教室の中に入り、授業の支援などをやっていると聞いて、私、恥ずかしながらびっくりしております。

そこで質問であります。

学校支援ボランティアができた経緯、法的位置、ボランティアの種類をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校支援ボランティアができた経緯と法的位置づけにつきましては、平成18年に教育基本法の改正が行われたときに、同法第13条において、学校、家庭及び地域住民等の相互の連帯協力が規定されました。学校教育が多様な課題を抱える中で、地域ぐるみでさまざまな形で学校を支援していくことが求められるようになりました。そうした状況を踏まえ、学校の求めに応じて必要な支援を地域のボランティアが行う体制づくりの一環として、「学校支援ボランティア」という言葉が用いられるようになりました。

学校支援ボランティアは、地域の教育力を生かした学校の教育活動を推進するため、地域の方々などがボランティア登録をして学校を支援する活動をします。これによって地域に一層開かれた学校づくりを進めるとともに、学校教育の活性化を図ることを目的としております。

支援をしていただく内容としては、教科の授業支援や教材作成補助などの授業支援、部活動、体験学習、学校行事の支援などの特別活動支援、心身障がい児への対応・介助などの児童・生徒生活支援、学校設備の補修・修理、樹木の手入れなど教育環境整備支援、登下校の付き添い、通学路の巡回などの学校安全支援でございます。

また、現在の登録者数及び活動者数は、授業支援が登録者数11人のうち活動者4人、特別活動支援が登録者19人のうち活動者13人、児童・生徒活動支援が登録者7人のうち活動者2人、教育環境整備支援が登録者6人のうち活動者2人、学校安全支援が登録者221人のうち活動者218人でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今説明のあった中に、学校支援ボランティアの種類の中ですが、部活動支援というのがありました。いわゆる外部コーチというように理解してもよろしいでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校支援ボランティアの特別活動支援は、中学校部活動の外部コーチと捉えております。

平成27年度の活動状況を申し上げます。

弥富中学校は、卓球、剣道で3名、弥富北中学校は、ハンドボール、野球、ソフトボール、剣道、なぎなたで6名、十四山中学校は、バレーボール、野球、ソフトボール、バスケットボールで4名の方が、土曜日・日曜日の半日または週3日2時間程度の指導に当たっていただきました。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） この外部コーチ、さらには外部顧問というのも出てきておりますが、制度上はまだ未熟な部分がたくさんありますが、全国的には、人数であるとか、有償であるとか、進んだというかそういう市町村が出てきております。本市におかれましても学校現場の希望をよく聞かれ、先進市町村を参考に、海部地方教育事務協議会でも話題にさせていただけるとよいかと思っております。

以上、教育面について終わりたいと思います。

次に、大きな質問の2番目に移ります。

児童館、児童クラブについてであります。

市内には、児童館が6カ所、児童クラブが11カ所あります。私は最近、このうちの約半数を実地に見聞して、この目と耳で現状を見てまいりました。児童館、児童クラブというのは、その歴史も浅く、関係者以外余り知られていないのではないかと思います。

そこで質問をしたいと思っております。

児童館及び児童クラブの違い、そのできてきた経緯についてお知らせください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 児童館、児童クラブの違い、できた経緯についてお答えをさせていただきます。

児童館は、児童福祉法第40条に定められました児童に健全な遊びを提供して健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設でございます。満18歳未満の全ての児童を対象にし、遊び場や居場所を提供しております。

一方、児童クラブは学童保育とも呼ばれ、共働きやひとり親家庭など、昼間親が仕事などでいない小学生に放課後や学校休業日に家庭にかわる生活の場を保障し、子供たちを健やかに育成する事業でございます。児童福祉法第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業に基づき実施をされております。

児童館ができた経緯につきましては、昭和23年に児童福祉法が施行され、児童館の法的な位置づけに伴って、地域における子供の余暇活動の拠点として、不特定多数の子供たちに対して健全な遊びを提供し、健全育成活動を行う場として社会的に認知されるようになりまして、全国的に建てられるようになりました。

また、児童クラブのできてきた経緯といたしましては、高度経済成長期以降、核家族化の進行や、ひとり親家庭、夫婦共働き家庭の増加によりまして、いわゆる鍵っ子が増加したことから、放課後に子供たちを見る親がいなくなり、健全育成の観点から、生活の場など居場所を提供して放課後に児童を育成していく必要が高まり、できたものでございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私は長年、児童・生徒とかかわってまいりましたが、児童・生徒の中には実にいろいろな子供がいます。おとなしい子もいれば元気過ぎる子など、一人一人が全て違います。学校の中でも、ふざけたり、けんかをしたりは日常茶飯事のことです。そういう中で、児童館、児童クラブでは楽しく遊んで過ごすということがその主になっておりますが、学校より以上にいろいろなことが起きると思います。

そこで、児童館、児童クラブの運営状況、子供たちの過ごし方、問題点、トラブル等についてお答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 子供たちの過ごし方、問題点等につきまして御質問いただきました。

子供たちの過ごし方といたしましては、児童館は月曜日から土曜日まで、午前9時30分から午後6時まで開館をしております。学校がある時間帯は乳幼児と、その保護者に開放をされております。放課後には児童に利用してもらい、工作や友達同士で遊びを通じて自主

性や社会性及び創造性を身につける場所となっております。

児童クラブにつきましては、ひとり親家庭や両親共働きで、いずれも居宅外で仕事を持つ家庭の小学校1年生から6年生までの子が対象で、学校から帰っても誰もいない家庭の親がわりの指導員のもとで、宿題をしたり、おやつを食べて友達同士で談笑したりして遊んでおります。規則正しい生活を過ごしてもらっております。

指導員の先生方の努力によりまして問題点やトラブルは現在特にございませんが、利用する子供の増加により指導する職員が不足しておりまして、広報等によりその募集を行い人員を確保していくことが現在の課題となっております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私は実際に児童館2カ所、児童クラブ6カ所を訪問して、現場の先生方といろいろと話をしてまいりました。建物等物的環境はすばらしいものであると思います。機能的な机や椅子の寄附を受けたところもあり、室内では必要なものが多くそろっております。ここで遊べる子は、ある意味で幸せだと思いました。

ある意味と言いましたのは、昔のように野山を駆けめぐり、自然の中で遊ばせるのが最もいいと私は思っておりますが、現在の社会状況ではとても無理なことでもあります。しかし、外でも遊べるようにされているところがほとんどでありました。

そこで質問であります。

欲を言えば、物的環境において、手洗い場などまだまだ改善される余地はあると思われまます。市の見解をお答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 物的環境の御質問をいただきました。

児童館はおおむね各小学校区に1つずつ建てられ、また児童クラブは児童数によっておおむね各小学校区に1つから2つございます。屋外の遊び場といたしましては、校庭の利用、体育館の利用、敷地内の広場や隣接する公園を利用しております。身近に利用できる環境を備えており、私どもIKEAさんから児童館には多くの備品を寄附していただいております関係からも、備品は他に比べて整っているのではないかと考えておりますし、市の運営でございますので物的環境に関しては恵まれていると考えております。

議員御指摘の改善点につきましては、手洗いを含め一つ一つ取り組んでまいりたいと考えております。本年は、さくら児童館でトイレが和式で使いづらいという声が出ておりますので、このトイレを洋式に改修していくよう取り組んでまいります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 次に、児童館、児童クラブのスタッフについてお聞きしたいと思います。



私が想像するに、この現場はまさに大変であると思います。何十人かを数人のスタッフの方が見るわけでありますが、それぞれ信頼できる立派な方々ばかりだと思います。しかし、専門的かどうかということではどうでしょうか。国では順次、研修制度、資格制度を設けていくようではありますが、本市では今後、研修を受けていただいたり資格を取っていただいたりする方向でしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） スタッフの研修についての御質問をいただいております。

児童館の職員には保育士の資格が必要でございますが、市内6カ所にある児童館の中で弥生児童館に正規職員が1名在籍し、その他のスタッフについては全て臨時職員でございますけれども、保育士の資格を持ってございます。子供たちの遊びの指導や子育ての母親の支援をこのスタッフによりらせていただいております。

また、市内11の児童クラブのスタッフは全て臨時職員でございますが、教員の資格を持った方を多く雇用し、運営をしてございます。スタッフ全員が放課後児童支援員の講習を平成31年度末までに受講ができるように毎年計画的に派遣してございまして、スキルアップに努めてございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございます。

夏休み等学校の長期休業中、間もなく夏休みがやってくるわけですが、そういうときは入所児童数もふえ、児童クラブで過ごす時間も長くなります。スタッフが不足すると聞きますが、どのように対応してみえるのでしょうか。どうしてもスタッフが集まらない場合、管轄が違うと思いますが、学校に配置されている支援員の方をお願いするというようなことはできないものなのでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） スタッフの確保についてでございますが、児童クラブは年齢や発達の状態が違う子供たちが一緒に過ごす場でございますが、支援員の方にはそれぞれの子供の発達の特徴や子供同士の関係を捉え、子供が安心して過ごし、一人一人と集団生活を豊かにする保育の提供が求められております。特に夏休み等の長期休暇等につきましては朝から夕方まで、これは午前8時から午後6時30分でございますけれども、長い時間を子供たちはクラブで過ごします。各クラブは、子供たちが楽しく過ごせるよう一生懸命に工夫をしてございます。しかし、長時間になれば、議員の御指摘のように必然的にスタッフが通常以上に不足してまいるのが現状でございます。

ふだんから学校で子供に携わっている支援員さんは、子供のかかわり方にもなれておみえ

になりますし、即戦力になっていただけると思いますので、教育委員会の支援員さんをお願いするよう、夏休み期間中にスタッフとして携わっていただけるよう、積極的にお願いをしてまいりたいと考えます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 最後になりましたが、これは教育委員会管轄になると思われませんが、私も勉強不足でちょっと知りませんでした。近年、全国的にも、近隣市町村でも、名称はいろいろあると思われませんが、放課後学習支援クラブというものができておるやに聞いております。これはどんなもので、市として今後設置していく計画があるのかどうか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 放課後学習支援クラブの設置の計画でございますが、これは児童の小学校就学後も安全・安心な放課後等の居場所の確保のために児童を預けることができる環境の整備を進めていく必要があること、また次代を担う人材育成の観点からは、共働き家庭などの児童や母子・父子家庭などの児童が放課後等において多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要であることなどから、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じる必要があるということで、厚生労働省及び文部科学省が連携して検討を進め、平成26年7月に放課後子ども総合プランを策定いたしました。その中の実施事業の一つということであります。

放課後子ども総合プランの一環である放課後子ども教室、議員の言われる放課後学習支援クラブも含むわけでございますが、設置計画につきましては、市としてまずは弥富市子ども・子育て支援事業計画の中の放課後児童健全育成事業である児童館の運営や児童クラブの活動を充実させることから、現段階では考えておりませんので御理解願います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

永井議員に御答弁申し上げますけれども、私たちといたしましては、学校の教育環境ということについては行政の役割は非常に大きいという形の中で、子供たちが学び、そして育んでいただけるようなものについて、これからも積極的に教育投資をしていきたいと思っております。

また、きょうは児童館、児童クラブのお話をお聞きいたしました。これにつきましては、年1回ないしは2回という形で、児童館、児童クラブの運営協議会というのを開催させていただいております。各議員にお話をさせていただくわけでございますけれども、今、行政といたしましては、たくさんの審議会であるとか、あるいは協議会というのを発足させていた

だき、市民の皆様にも御参加いただき、あるいはさまざまな委員という形で御参加をいただいておりますけれども、私たちはこの協議会とか審議会に対して、もう少し市民の皆さんに開かれた形を持っていくのが正しいのではないかなあというふうに今検討させていただいております。そうした中で、それぞれの協議会、あるいは審議会ということについてよく個々の協議をして、傍聴という形のものも考えさせていただき、それをまた我々の委員会等の意見に組み込んでいただくというようなこともこれからは必要ではないかなあと考えております。しっかりと精査をさせていただきながら、傍聴という形で市民の皆様にも会議の門戸を開いていくということが大事ではないかなあと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 市でも本当にいろいろと考えていただいているということで、お互い教育、また子供の支援についてはよりよい方向に行ければということを私も常々思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

本日はたくさんの質問となりました。個々については、今後状況がまた変わってくると思います。そのときにはまた新たな質問をさせていただきたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に加藤克之議員、お願ひします。

○3番（加藤克之君） 3番 加藤克之、きょうは通告に従ひまして質問させていただきます。

3点の質問をさせていただきます。市内保育所の土曜日受け入れ拡大と、また市制10周年記念としまして地産地消サミット in 弥富と、そしてまた十四山地区の防災設備を考えていただきたい。質問させていただきます。

弥富市における入所保育、また認定こども園の運営に当たりましては、きらめく弥富の子育て支援、事業はとても充実し、そしてすばらしいこととあります。そこで、さらに施設内容を進化させていただきたく御質問を申し上げます。

子育て世代の保護者の皆さんは、今日になり、昭和、平成と歳月を過ぎしていく中で、大変さまざまなお仕事と多種多様の勤務を、生活スタイルも状況が変わってまいっております。その中で、その旨を考えていただきたく、子育て支援の保護者の皆さんが、平日は休みと、また土曜日・日曜日勤務ということもでございます。

そこで、保護者の方の雇用の促進も図る上で、土曜日保育時間の受け入れ拡大をいただければと考える次第でございます。いかがでしょうか。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 土曜日の保育所1日開所の御質問をいただきました。

本市の市立保育所の土曜日の受け入れ時間は、午前8時から正午まででございます。保育士の仕事には、子供を保育する以外にも、教材の準備、保護者との連絡・相談、保育計画や記録の作成、専門機関との連携などがありますし、市立保育所でございますので地域との連携のため、土曜日・日曜日に行われる行事にも参加をしております。また、保育士の資質に欠くことができない専門性を高めるために、集団研修は土曜日に開催をしております。たくさんの方の保育士が不足してございまして、土曜日の午後を休みとしないと休日の割り振りができないことや、土曜日・日曜日の行事の代休をとることも難しい状況でございます。

また、保育所を集約して土曜日に開所する場合は、一定の配慮が必要な子供についても最大限受け入れている中、複数の園の保育士による対応となりますので、事故の場合の責任対応や勤務の割り振りが非常に難しくなっております。さらに、土曜日の1日保育の場合、園児の昼の給食の対応や食物アレルギーの対応の問題もございます。

完全週休2日制を含め、保育所職員のワーク・ライフ・バランスを確立することが急務でございまして、そのためには職員配置基準の改善による保育士の大幅増員が必要となるなどさまざまな問題がございますので、長期的な研究課題とさせていただきたいと思っております。土曜日の保育を希望される方につきましては、引き続き市内の認定こども園弥富はばたき幼稚園、または市外では広域入所による受け入れにより対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 部長のお答えはよくわかる次第でございます。その中でもさらなる進化をいただきたく、そしてまた非常にそのような形で状況が進んでいることもよくわかるわけでございます。その中でも一つ一つクリアをするべきところを検討課題としながらも、そしてまたよりよい子育て世代の皆さん方が、人口の増加、また人口の定着化を目指す上でも、そういう形は非常にバランスよく考えをいただきたいなあと思っております。

その中でも、近隣の町でも蟹江町さんを初め、木曾岬町さんを初め、そのような中でも一時土曜保育は夕方5時、また木曾岬町におかれましては土曜日夜の7時まで行っておるわけでございます。それも弥富市は9カ所あるわけでございますので、その中でも保育士の確保、そしてバランスということのお言葉がございましたけど、そういう意味で9カ所の中全てというわけにはいきませんので、それも重々わかる状況でもございます。その中で3カ所、4カ所と地域割り、また保育士さんの御意見も頂戴しながら一つの間口を開けていただけると、そうしますと保護者の方、子育て世代、そしてまた御理解があつてお願い事が出るかなあと思う次第でございますので、どうかひとつその間口を考えていただいて、また御意見もしっかりと、保護者の声もいただきながらお願いをしたいなあと思う次第でございます。

次に移ります。

市制10周年、地産地消サミット in 弥富でございますが、平成28年も、はや5カ月の歳月が流れ、本日、水無月の月日を迎え、アジサイの花びらも色鮮やかとなってまいりました。その中で市は、木は桜、花はキンギョソウでございます。その中で、平成の大合併から時を重ね、きらめく弥富が輝き続けるために私らは励むわけでございますが、先人の方や歴代の先輩議員の方々、人生の先輩の方々、現服部市長さんを初め、その中で職員と市民と英知を育み進めていただいています。

本年、弥富町と十四山村が合併して10年を迎えました。その中で、「LOVE10弥富～みんなの笑顔でつくる街」の合い言葉を胸にして、市における記念事業はとても充実し、市民参加に重きを考えた事業でも多くあります。本当に喜ばしいよいことでもございます。来月早々には記念事業を行うわけでございます。7月2日土曜日、青少健全育成推進大会がありまして、青島健太さんに記念講演をしていただくわけでございます。

そこで今年度、弥富市内から大変すばらしい喜びと経営理念を考えていただき、そして躍進をしていただき、喜ばしいことはたくさんのかしわ手をあげて、日本農業大賞受賞の誉れの方もおられたわけでございます。ことしも、新規就農者の方や地元の農家や生産者の皆様方が消費者のために一生懸命ものをつくり、食品をつくり、喜んでもらえるためにいそしんで励んでいます。まさに、地域農業活躍社会へと進めていただくことをさらに願ひまして、市制10周年として地産地消の市民へのPR、また市民の参加、生産者の喜びのために取り組んでみてはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） それでは、議員の質問についてお答えをさせていただきます。

地産地消というのは、地域で生産されたものをその地域で消費することを意味しております。この言葉の由来ですが、農林水産省が昭和56年度から4カ年計画で進めた地域内食品生活向上対策事業から生じたとされております。本事業は、地域内で生産された食品の地域内消費を図ることにより、その地域の特性を生かした豊かな食生活を築くとともに住民の健康の増進を図ることを目的として、全国8府県で実施されたものであります。

近年におきましては地産地消の取り組みが注目されており、JAあいち海部の農産物直販所とか立田にあります道の駅といったところでは、新鮮で比較的安価な地場農産物の販売が見受けられ、あるいは市内のスーパーにおきましても地場の農産物を取り扱うところがふえつつあります。あと、市におきましても、保育所の給食において地場農産物を積極的に利用しております。

議員からの御提案であります10周年記念行事としての地産地消サミット in 弥富におきましては、時間的には大変難しく、今後におきましてはサミットにかわる地元農産物消費拡大

PRをJAと協議し進め方を考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 加藤議員にお答え申し上げます。

私ども弥富市は、御承知のように農業振興地域という形の中で、従来から農産物に対しては、あるいはまたお米に対する取り組みというのは愛知県下でも本当に素晴らしいものがあるというふうにも思っております。そうした中で、地産地消はおろか、さまざまな形でこの農産物をPRしていくということは大変重要なことであろうと思っております。

さまざまな加藤議員のほうからもお話がありました市制10周年記念事業が、来月の7月2日が一つの皮切りというような状況にもなるわけでございますけれども、年内いっぱいさまざまなイベントを開催していきたいと思っております。9月にはミュージカルを開催させていただき、そして10月には三浦雄一郎さんをお招きして健康講話をさせていただき、そして11月には愛知県の防災局とタイアップして総合的な防災訓練を実施していく、そして12月に入りますと金魚サミットであるとか、あるいは花フェスティバルというようなことを開催していきたいと思っております。

そうした中で、今、私も商工会のほうに、弥富市10周年記念事業という形で、何か商工会としてのイベントを開催していただきたいという旨のことをお話しさせていただいております。こういったことについては、商工会としては弥富市全体の活性化につながるようなものをしていきたいということをお答えとしていただいておりますので、こういった農産物も含めた形でのイベントが商工会で開催されることも予測しておりますので、また詳細につきましては皆様方にも御報告申し上げていきたいと思っております。

1年間のこのさまざまなイベントを通じて、市民の皆様が多くのイベントに参加をさせていただいて、次の10年ということについて弥富市を一緒になって盛り上げていただきたいと思っておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然弥富市におかれましては、10年、また20年と、前回の佐藤議員からもございましたので、そういう行く末多き未来に向けて、人間というのは生活する上では誰もが衣食住の生活をしなければなりませんので、その中でもこうやって住むところがあり、食べるものがあると、そしてまた文字のごとく「人は良い」という文字を書いて「食事」でございますので、食事は永遠のテーマでございますので、このことを通じながら市民の皆様は、弥富市の観光マップにも書いてあるわけでございますけど、お米から、そしてまたトマトから、そしてまたナス、ミツバと、そういうふうを書いてあるわけでございます。それを地域の方が、自分たちのまちに誇れるもの、誇れる食べ物と、そういうような形をつくることが大事でございます。食べ物は本当に永遠に大事でございます。その中で弥富市における

新たな名物、新たな考え方、新たな農業の地域活躍社会を目指していただいて、市民に誇れるB級グルメなり、また食べ物の大切さ、ありがたさ、喜びと、そういうことも味わっていただく生命力、そのことが大事な健康推進にもなるかなあとと思いますので、どうぞ商工会のイベントのPRも、市長を含めて、そしてまた議員も含めながら取り組む課題を一緒になって行っていただく、そういう状況をつくり上げていただきたいと思いますという次第でございます。ありがとうございました。

次に質問を移らせていただきます。

十四山地区においては、多くの地域の字字があるわけでございます。その中でもここ近年、非常に大きな災害が起こっているわけでございます。私たちの弥富市も、伊勢湾台風から57年、東海豪雨から16年、そしてまた東北大震災から5年と、今年のまた鬼怒川の災害、洪水、氾濫、そういうような中で、私らが生活する上で一番水との、災害との闘いを強く思う地域だと感ずる次第でございます。

その中で、多くの生命や財産、住居、各家庭の大切な品々、お写真等もあるわけですが、そういうのも失ってしまい、涙と、そしてまた心の痛みと、つらい思いが絶えません。言葉では言いあらわすことができない気持ちは、当時はその現場の市民、住民の方はあったと思う次第でございます。先人のいわれというのは本当に大切だなあと。私らが聞く耳を持つことが大事でもございますし、そのことを踏まえて次の過程に乗り込んでいくわけですが、どうかひとつそのところを踏まえていただきまして、お話を申し上げる次第でございます。

十四山地区におかれまして、西蜆、東蜆、また四郎兵衛、亀ヶ地、竹田、子宝と、地域における一時避難所、そのようなところは確保してありますでしょうか。お願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

まず、十四山地区でございますけれども、人口的に5月1日現在で5,526人でございます。この地区における一時避難場所につきましては、十四山支所、十四山中学校、海翔高校、孫宝第2排水機場、長寿の里・十四山、野村胃腸科、十四山保育所の7カ所でございます。十四山地区全体でございますけれども、収容人員としては、先ほど申し上げましたところで1平米当たり1人として換算した場合7,184名となっておりますので、この避難施設でよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） その中で地区を言ったんですけど、私は。十四山全体とは、そこまでは言っていないんですけど。この地区地区についての、そこの方々はどこどこにきちっと避難をしてくださいということでお話はあるかということを知っているんですけども。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

地区ごとにどこへ避難するということのはっきりとした計画と申しますか指示というのはいませんが、弥富市の防災ガイドブックで見ていただいて十四山地区のお住まいの一番近いところへ避難していただくことになるということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） ですから、結局は十四山地区は全体的なバランスでということですね。そういうことでございますね。

だから、そういう意味になりますと、各字字はどこに一時的に避難すればということになりますんで、御質問の内容はちょっとおかしいかなと感ずる次第でございますけど、地域に住む人は、一字一字でも、10人でも、30人でも、40人でも、50人でも字字があるわけでございますんで、そういう意味でそちらの自主防災もあるわけでございますんで、しっかりと今度は市のほうからでも、その地域に対しまして、自治会を通じながら、防災訓練を通じながら、きちっとそのような形で指導をしていただきたいなあと思う次第でございます。そうしなければ、どこにどうやってどの道筋で進めばいいかというのもわからない状況になるわけでございますんで、どうかひとつ、せつかく市としても、またいろいろな議員さんの質問の中でもありましたんで、自主防災の取り組みはそれぞれ課題はあるわけでございますけど、この字字を申し上げた地域に対しましては強く積極的にお話をさせていただいて、そのような形で進んでいただきたいと思っております。

その中でももう1つ、全体的に先ほど部長からお話がありました。そう言われますと今度は総合的な避難所もつくらざるを得ないかなあという考えを、言葉を申し上げる次第でございます。そうしまして、その防災の総合的な避難所、そしてまた7,184名という余りを避難所にはできるというお話でございます。人口の増減に伴いまして、十四山地区におかれましても、せめて先ほど申し上げた字の地域の皆さん方の付近に、総合的に将来考えていただけたらどうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 東日本大震災から5年が経過し、今回もまた熊本地方における地震、昨夜も震度5というような大変厳しい地震が続いておるわけでございます。市民、住民の皆様方が本当に安心して生活できないというのがさまざまな実態ではないかなあと思っております。あってはなりませんけれども、この地方でも南海トラフ巨大地震のこれから将来に対しての発生率は非常に高い確率があるわけでございます。そうした中で、さまざまな地震、あるいは災害から私たちもいろんな教訓を学び取り、そしてまた実施をさせていただいておるところでございます。しかし、一時的な避難場所の確保というのが住民にとって大変心配



だろうと思っております。

今、加藤議員のほうから御質問いただきました。十四山地区におけるそれぞれの今おっしゃった自治会のところにつきましては、それぞれの個々のところに対して一時避難場所は設定しておりませんが、一昨年の平成26年に弥富市をモデルにした愛知県の防災局からの避難シミュレーションが出ております。私どもといたしましては、これを一つのよりすがりにするわけでございますけれども、津波が発生した場合には80分という時間があるというような形でございます。そうした形の中で、それぞれの自治会の皆さんが全体でお示しをさせていただいているそれぞれの学区、地域の中で、それぞれの拠点からどれぐらいかかるといふところについても、自主防災組織であるとか一時的な避難訓練等で実測をしていただきたい。自分の身は自分で守る、あるいは共助の精神の中で自主防災組織という形をお願いをしていきたいというのも我々の立場でもあります。

そうした中で、それぞれの学区において、あるいは地域において、少しずつではありますけれども、充実はしてきたと思っております。まずは現状の認識をしっかりと捉えていただきたい。そして我々としては、これから先においても防災・減災という形で、さまざまな一時的な避難場所を設定していきたいと思っております。

今、大変財政は厳しい状況ではありますけれども、このような安心・安全という形のまちづくりの中において、私としても平成28年度の所信表明でも話をしました。さらに強い、災害に強いまちづくりをしていきたいと思っておりますので、これからも皆さんの御意見をいただきながら、市民の皆様の御意見をいただきながら、市民の安全に全力を投入して進めていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然のことでございますので、私はこれで一生住んでいくまちでございますので、市長ともども市の皆さんも市民とともに歩み続けるために、どうかひとつお願いをしたいと思っております。

当然将来、今のある10代や20代の子供さん、そしてまたこれから生まれてくる子供のために、住み続けてもらうためにはこの地域に本当に必要なものかなと思いますので、強く要請と、そしてまた積極的にこの地域に対しまして懇願をしたいと思っております。そして、さらなるこのまちの前進ある期待を込めてそれぞれのお願い事があるわけでございますけど、いま一度一つ一つの地域を大切に取組んでいただきたいと思っております。

これをもちまして質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどりでございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問は大きく3点。1点目、第4次男女共同参画基本計画について市はどのように対応していくのかということ、2番目には白鳥コミュニティセンター利用について、そして3点目は佐古木地区における火事後の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

まず初めに、第4次男女共同参画基本計画について御質問したいと思います。

昨年12月25日に第4次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。愛知県でも、あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～と、このような概要が出ました。

男女共同参画をめぐる現状と課題については、固定的性別役割分担意識が依然として強く残っているようです。これは、平成24年10月の内閣府・男女共同参画社会に関する世論調査ですが、女性、20歳から29歳、126人からの調査では、夫は外で働き妻は家庭を守るべきであるという考え方について、賛成が5.6%、どちらかといえば賛成が38.1%、わからないが0.8%、どちらかといえば反対が36.5%、反対19%でした。一方男性、20歳から29歳、140人からの調査では、賛成が9.3%、どちらかといえば賛成が46.4%、わからないが5.7%、どちらかといえば反対が25%、反対が13.6%でした。女性はこの考え方について賛成は43.7%、男性は55.7%というデータがあります。このように、男性は男は仕事という考え方が多いようです。

次に、女性が十分に活躍できる環境が整っていない。愛知県では、男性労働者の平均勤続年数は全国1位ですが、女性は全国32位となっており、平均勤続年数の男女差は愛知県が全国で一番大きいです。

長時間労働など男性中心型労働慣行の見直しが進んでいない。仕事と家庭生活をともに優先したいと希望する人が多いものの、現実には仕事を優先している人が多く、特に男性において希望と現実にギャップを感じる人が多いこと。

女性の貧困や女性に対する暴力の多様化への対応。愛知県警察が扱ったドメスティックバイオレンスの被害に関する相談件数は増加傾向にあり、また性犯罪被害の認知件数は高どまりの傾向があります。

大体簡単に言いましたが、このように愛知県の現状と課題があります。

そこで県では、重点目標として1番、男女共同参画社会に向けての意識改革として、固定

的性別役割分担意識を解消し、子供から大人まであらゆる立場や世代の人々に対して、男女共同参画に関する認識や理解が深まるよう、意識改革のための取り組みを進めていく。男女共同参画の理解の促進では、広報、啓発の推進、情報の収集、慣習・慣行の見直し、教育、学習等が上げられています。

子供にとっての男女共同参画。子供を対象とする広報・啓発の推進、家庭教育の支援、学校教育における教科、道徳、特別活動等の実践、キャリア教育の推進、多様な選択を可能にする教育の充実、教職員等に対する男女共同参画の理解の促進が上げられています。

2番目には、あらゆる分野における女性の活躍の促進として、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、さまざまな分野における男女共同参画の推進、地域活動や防災分野における男女共同参画の推進、環境活動、観光・まちづくりの分野とあります。第4次男女共同参画基本法では、あらゆる分野における女性の活躍の促進とされています。

そこでお尋ねしていきたいのですが、現在の弥富市での審議会等における女性の割合はどのぐらいでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 現在、市における割合でございますけれども、平成28年4月1日現在、審議会等における女性委員の数は63名でございます。総委員数から見ますと、236名中の割合でいいますと女性の比率は26.69%となっております。

また、行政委員会におけます女性委員の数3名となっております。こちらも総委員数の32名から割り出しますと、女性の比率が9.38%となっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 市役所において女性職員のいない課というのはありますか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 女性のいない課の数でございますけれども、現在のところ、財政課、監査委員事務局、庁舎建設準備室の3課でございます。過去には、財政課、監査委員事務局ともに女性を配置しておりましたが、人事異動の関係で現在は男性職員となっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 女性の活躍ということにおいては、各部署に女性の職員を入れていただきたいなあという思いもあります。

東日本大震災のときもそうでしたし、今回の熊本地震においてもそうでした。女性の視点からの配慮がなかったということを知っています。そのため、被災された女性の方々、また小さなお子様を持ったお母さん方はとても大変だったと聞いています。

これはちょっと余談になるんですが、先日、海部地域の総合防災訓練がありました。私は

炊き出しのほうに行っていたんですが、担当の市町の方だと思うんですけども、大きな大鍋、こちらでは「はそり」と言うんですが、3つ、約600人ぐらいのものをつくったんですが、はそりについては、ひしゃくというのか、まぜるものがなくて、一体これは何でまぜたらいいのと聞いたんです。そしたら、去年、こういうのを使わないと言うんですね、その男性職員というのか、担当の方が。使わなかったって言って、これどうやってつぐんですかと。教えてください、やり方を。ないならいわかりました、教えてくださいと言ったんですが。無理ですね。当たり前のことです。どう考えたって、常識的なことが。ちょっとそういう意味で、何で大きな鍋に、あんなカップごとにつぐわけにもいきませんし、わからないのかなあと私たちは思いました。一番近いところの市町の方の調理室に行って、急遽借りてきたということでした。

続いて3番目ですが、安心して暮らせる社会づくりとして、人権の尊重とさまざまな困難を抱える人々への支援、女性に対するあらゆる暴力の根絶、生涯を通じた健康づくりの支援、このように男女共同参画社会の実現を目指しているわけです。計画期間としては、平成28年度から32年度までの5年間です。これは愛知県における男女共同参画の推進ではありますが、愛知県内の地方自治体がかなめとなります。

弥富市において、毎年9月に愛知国際女性映画祭を弥富市で開催しています。この映画祭は愛知県の市町村の中でも開催されているのは少数で、弥富市のように毎年行われていることは大いに評価されるものだと思います。弥富市として今後、第4次男女共同参画基本法が制定され、これをどのように進めていくのかをお聞きしたいです。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 本市におきましては、平成21年3月に制定いたしました弥富市男女共同参画条例及び平成22年3月に策定いたしました平成22年度から平成31年度の計画期間としております弥富市男女共同参画プランに基づきまして、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

また、平成28年2月に策定いたしました弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスの啓発を主要事業として位置づけておるところでございます。

本市といたしましては、男女共同参画基本法に基づきまして男女共同参画社会を実現するために、国の第4次男女共同参画基本計画及び愛知県のあいち男女共同参画プラン2020の成果目標数値を参考にするとともに、女性の活躍推進法に基づく推進計画の指針を考慮いたしまして、弥富市男女共同参画プランを積極的に推進してまいります。

また、本市第1次総合計画におきまして、計画期間が平成21年度から30年度となっておりますが、次期総合計画の策定を、29年度、30年度の2カ年をかけて総合計画を策定していく

予定としておりますが、弥富市男女共同参画プランにつきましても、1年前倒しをして総合計画と同時の平成31年度からの計画として策定していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） これは平成27年4月1日現在の資料になりますけれども、先ほどもお答えいただきましたけれども、愛知県から見た弥富市の女性の活躍といたしますか、いろんな登用率ですね、先ほども言われましたけれども、市町村の審議会などの女性委員の登用率は、愛知県内54市町村の中でも、女性の審議会ですね、尾張旭市で40%が少し切れるぐらいのところですよ。2番目が津島市、3番目が名古屋市と続きます。弥富市は、先ほど言われましたように、これは昨年、27年のデータですが、先ほど26%ぐらいだということで、ほぼ愛知県内の中では半分ぐらいの位置ということになります。市町村の行政委員会の委員の女性の登用率としては、一番多いのが豊明市、2番目に高浜市、3番目に飛島村となります。弥富市は48番目のワーストの6番目でした。市町村の管理職ですね、課長級以上に占める女性の割合ですが、1位が常滑市、2位が津島市、3位が北名古屋市、そして弥富市は47番目、ワースト7位です。この中にはゼロのところも4町村ありました。

このように、弥富市もまだまだ改善していかなくてはならないところがたくさんあると思いますので、今後の取り組みの中でもぜひ推進していただきたいと思います。愛知県では女性の活躍促進宣言というのも出しておりますので、弥富市もぜひそこに参加していただいて、目標を持って進んでいただきたいと思います。

これで1番目の質問は終わります。

続いて、白鳥コミュニティセンター利用についてお伺いしたいと思います。

ことしの4月からでしたでしょうか。白鳥コミュニティセンターの2階にあった視聴覚室が児童クラブになっていました。今まで視聴覚を利用されていた団体は場所を変えての利用になりました。私たちも月に2回ほど視聴覚室を利用していたのですが、そこが児童クラブになると聞いて少し驚きましたが、今までのスペースでは手狭になってきたんだなと思いました。

現在、白鳥コミュニティセンターの2階は、調理室を残してほとんどが子育て支援の場所になっています。住民の皆さんは当初、白鳥保育所が新設されるときに、そこに児童館もできると思っていた方も多く、白鳥コミュニティセンターといえども半分は児童館となっています。今後、白鳥コミュニティセンターの視聴覚室はなくしてしまうのでしょうか。お願いします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 白鳥コミュニティセンターにつきましては、平成

8年度に児童館の機能を備えた複合施設として竣工してございまして、平成15年に児童クラブを開設して今日に至っております。2階の児童館、児童クラブにつきましては、両施設の利用者の増加により部屋が手狭になったこと、施設の有効活用の観点から、視聴覚室を取り込んで部屋割りの一部を変更させていただきました。保護者と子供たちからは、部屋が広くなり安全に遊びができることや生活の場が快適になったことから大変喜ばれております。このことから、視聴覚室につきましては、一部御迷惑をかけたところもございしますが、今後の児童クラブの利用者数が大幅に減少しない限り、引き続き児童クラブとして御利用をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 児童クラブも小学校6年生まで受け入れるということで、部屋も手狭になるということは重々皆さんも知っておられると思います。白鳥学区にも児童館をつくってほしいとお願いしても、それは簡単なものではありません。今までも2階は子供たちの施設として使われていたのですが、2階の安全対策というか、そういうものはしっかりできているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 白鳥コミュニティセンターの安全対策につきましては、当初から児童館としての機能を備えていますので、児童館、児童クラブともに支障となるような報告は受けてございませんし、先生方の指導と見守りによりまして安全に運用されていると思っております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 当初から児童館の役割も果たしての白鳥コミュニティセンターということでしたが、2階の子供さんが利用されるとするトイレですが、あれは大人用を想定してつくってあると思うんです。小さな便器もないし、手洗いの場も、20年近くたって今さらこんなことを言うのも何かおかしい話ですが、私、改めて2階は全部子供さんが利用する場所だということだと思ったんですが、先日見に行ったんですね。そしたら、石けん液やなんかを置いてあるんですけども、小学校の子供さん、3・4年生以上の子だったら届くとは思いますが、小さなお子さんですね、児童館やなんかを利用される3歳、4歳、5歳あたりの小さな子というのは届かないんじゃないかと思うんです。石けんも奥に置いてあるし、蛇口も奥ですし、高いですと手を出しても恐らく届かないんじゃないかなと思うんです。

トイレのほうなんです、ほとんど子供用はなく、洋式のトイレは1個あるのみで、女性のほうはですね。4個全部であるんですが、そのうちの1つが洋式、それも大人が使うものになっていますし、残りの3つは和式です。先ほどの永井議員からでもないですが、児童館として施設を使うならば、当然、子供に親切にしてあげなきゃいけないんじゃないかなあ

思いました。

和式トイレについても、たまたま掃除をしている方に、ちょっとちょっとこれ踏んでみてと踏んだんです。私のこの体型でするので、踏んでもなかなか水が流れない。ということは、子供さんにとってはとても力が要って、とても使えないんじゃないかなと思いました。

児童館として使うのであれば、そういう工夫をしていただきたいなと思います。それには、先日、大きな大型ショッピングセンター、新しくできたところだったと思うんですが、トイレに補助用便座が壁に取りつけてあったんです。それは、小さな子供さんでも使えますし、大人でも、それをつけたり離したりすることで大人も子供も使えるというものでしたし、白鳥コミでいえば、手洗いの場にちょっとした踏み台をつけてあげてほしいなと思いました。20年もたって言うのもおかしいんですが、気づいたときが始まりだと思っていただきたいと思います。

ほかの児童館では子供用になっているのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 白鳥コミュニティセンターでございますけれども、2階には市民が利用される会議室と調理室がございます。また、児童館、児童クラブも入る複合施設でもございます。議員の御質問にございましたように、洋式トイレは男女1カ所ずつ設置されておりまして、このように大人から子供までトイレを使うわけでございますので、トイレ本体を改修することはできませんが、使いにくいとの御指摘でございますので、小さいお子さんのために幼児用の補助便座の設置と洗面所には踏み台を用意してまいりたいと考えております。

他の児童館のお話もお尋ねにございましたので、弥生児童館につきましては、専用の児童館、2階は専用になっておりますので、子供用の便座が設置してございます。他の児童館につきましても補助用の便座が設置してございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 子供が使いやすいように設置していただけるということですので、よろしくお聞きしたいと思っております。

私も今まで気づかなかったことも本当に申しわけないと思いますが、これを機に改装していただくところは改装していただいて、より一層使いやすい施設になればなと思っております。この件はこれで終わりたいと思っております。

続いて3点目になります。佐古木地区における火事後の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

まず、現在どのような状況になっているかをお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 鈴木議員にお答え申し上げます。

昨年の10月末日の住宅の火災におきましては、地域の区長さんを初め地域の住民の方々、そして消防団員等、大変お世話になりました。この場をかりまして厚く感謝申し上げたいと思います。また、この火災におきまして2人の方が亡くなられたことに心からお悔やみを申し上げます。また、お隣で延焼されました被害に遭われた方々に対してもお見舞いを申し上げます。また、お隣で延焼されました被害に遭われた方々に対してもお見舞いを申し上げます。また、お隣で延焼されました被害に遭われた方々に対してもお見舞いを申し上げます。また、お隣で延焼されました被害に遭われた方々に対してもお見舞いを申し上げます。

現在の進捗状況でございますが、御存じのように法定相続人であるお母さんと娘さんが亡くなっておられます。この財産等を相続ができる対象者を確定する必要があるわけでございます。その相続の対象者を確定するために現在、戸籍の照会を行っているところでございます。お母さんの御兄弟は8名お見えになります。個人情報ですから細かいところまではお話しできませんけれども、そのうちの4名が亡くなってみえますけれど、おいと、か、めいという形の中での相続を有するというのが日本の今の法律の範囲でございます。そういうことを照会していきますと、大変たくさんの方に相続の権利があるわけでございます。そしてまた、この相続を確定するために、大変な時間と、また諸費用も発生するところでございます。

そういう状況の中で、一刻も早く相続人という形で確定をさせていただきたいわけでございますけれども、いましばらくの時間の猶予をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 3月議会において弥富市環境保全条例の制定が可決されましたが、火災で発生した残焼物も、この条例で規定するものに該当するとお答えをいただきました。しかしながら、まだまだ簡単には進まないとも理解はしているのですが、近隣にお住まいの皆さんにしてみれば、なかなか進まない状況に、これから迎える台風シーズンにとっても不安を持っていられます。

先日も火事現場に行って見てきたんですけれども、フェンスがもう崩れてしまって、両サイドは整地はしてあるんですが、そっちのほうに風の方向によって残焼物が崩れ落ちているという状況なんですね。このまま台風シーズンを迎えると、本当に皆さん心配してらっしゃいますし、条例ができたというものの、めどというのは、もうしばらくというのはとても曖昧というのか、進まないことは重々承知はしているんですが、もうしばらくというのはどのぐらいのことを指していらっしゃいますか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

火災現場の現在の状況におきましては、地域の住民の皆様を中心として大変御迷惑をおかけしているというふうに感じております。ことしの4月1日より施行されました環境保全条例、この火災で発生した残焼物等、または周辺的生活環境を損なうおそれがあるというよう



なことから、この条例に基づいて、この火災現場をどうしていくかということを進めているところでございます。しかしながら、この火災が発生してから7カ月以上が経過しており、議員おっしゃるように、これからの台風シーズンを迎え、飛散による危険が生じると思われます。条例に基づいての、いわゆる相続の手続は進めていきますが、相続対象者の確定等を踏まえすと、先ほども言いましたように一定の時間を要することになります。そこで、この6月議会に代執行を行うための補正予算を上程させていただいております。これを議会議員の皆様方に認めていただき、近隣住民の不安を考えまして火災で発生した残焼物を行政が先に処理をしたいと考えております。処理につきましては8月末を目途に撤去したいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、これに要した費用につきましては、条例第14条の規定により相続をした者に対して徴収することになります。これにより近隣住民の不安を解消し、生活環境の確保をしたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。8月末を目途に整理していきたいということでございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 本当に大変ありがとうございます。住民の皆さんは、風が吹くと、金属がすれるキーキーキー、なんかすごい音を出すらしいんですが、とてもそれが気味悪く聞こえると言います。今、市長からのお答えのように、8月の末ということなので、台風シーズン、今はなんか台風が全然発生してないということで、とてもそれも不安になるんですが、もし台風シーズンまでにできないのであれば、何とかそこを養生ネットでも張って飛ばないようにしてほしいという希望もありましたが、8月末をめどということであれば、住民の皆さんも本当に安心されると思っておりますので、ぜひそのように計画を進めていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時44分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

○16番（大原 功君） じゃあ質問させていただきます。

今回の選挙ポスター、これについては1枚当たり3,591円というふうでいいですか、上限額。

- 議長（武田正樹君） 立松総務課長。
- 総務部次長兼総務課長（立松則明君） 議員言われるとおり、その金額で結構でございます。
- 議長（武田正樹君） 大原議員。
- 16番（大原 功君） そうすると、この予算は何を目的で組まれたのか。この金額ね。
- 議長（武田正樹君） 立松総務課長。
- 総務部次長兼総務課長（立松則明君） 今回の選挙公営に係るポスターの質問でございますが、お金のかからない選挙を目的としまして、いろんな方が立候補ができるように公職選挙法で決められたものでございます。
- 議長（武田正樹君） 大原議員。
- 16番（大原 功君） 今、あなたが言うように、公職選挙法やそういうので条文が決められておっけいと言うんですけども、上限が決められておれば、それでいいというふうに判断をするわけですか。
- 議長（武田正樹君） 立松総務課長。
- 総務部次長兼総務課長（立松則明君） 上限が決められていけばいいかというような御質問かと思いますが、一応、公職選挙法で決められておる上限は当然でございますが、全てその金額で出すというものでもございませんので、ただポスターを作成するに当たりましては、作成するポスターの質、量、それから企画費、そういうものも含めてこの金額が設定されておりますので、その辺の趣旨と、それから公費で支出しておるといふ部分を御理解いただいた上で、皆様方が請求していただいておりますと理解しております。
- 議長（武田正樹君） 大原議員。
- 16番（大原 功君） そういうことは、私と平野議員なんかだと、金額は今回なんかだと1枚当たり972円、私だと999円になっておるわけね。それは今の平成28年のときね。そして、平成24年の選挙のとき、このときは今回やめられた方もありますけれども、その中に平野議員もいますけれども、五、六人は1,000円以下なんだね、実際しておるのは。そうすると何を今の、上限があつて下限というのは全くないわけですか。
- 議長（武田正樹君） 立松総務課長。
- 総務部次長兼総務課長（立松則明君） 先ほども申しましたように、上限額は言われたように設定しておりますが、下限につきましては、その個人がつくられる業者との契約によって金額は定められますので、下限というものについては決められておりません。
- 議長（武田正樹君） 大原議員。
- 16番（大原 功君） そうするとこれから、この4月からかな、今までは指名入札、今回からは競争入札ということで、市の工事事業、いろんなものがあるわけね。そうすると、今の積算というか、そういうものを含むわけね。それによって工事のやるものが幾らになるの

か、上限が幾ら、それから下限が幾らの中に入らないと入札ができないということであったわけですが、今後、一般競争入札だと、市が積算をした例えば工事金額が1億だということ、それからその中で1億じゃなくて、俺はもういいよと、5,000万円でもいいよという人があっても、そういう事業は落ちるのか。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 一般競争入札なんかですと、いわゆる予定価格と言いますよね。大体は最低制限価格を決めますので、それより低い場合については失格ということに通常はなりません。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今回、ここに公文書ということでいただきましたね。この中には、98枚しか刷ってないと、そういう方があるんですけども、この98枚については、自分がここに判を、実印を押してあるでね。私は98枚しか刷らないよと。これ以上に刷っておる人が今の印刷会社の中でありますか。枚数。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 市のほうで各議員のポスターの契約枚数については、契約書でいただいております。98枚の方もお見えになりますし、それ以上の方もお見えになります。領収書もいただいております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ただ、私の言っておるのは、この印刷会社に、ここで98枚しか刷ってないということは自分で認めて判を押しているわけね。その方が、この印刷会社で余分に刷っておることがありますかということをお聞きしておるわけ。別の会社で刷られたのか、この会社であとね。例えば選挙事務所だと、私なんかだと200枚ぐらい刷っていますね。あなたに報告してあるけど。そうすると、102枚というのは領収書をいただいております。別にいただいております。当然払えばいただくわけ。そうすると、実際にして今で見ると、三浦議員なんかだと100枚しか刷ってないんだ。100枚だと2枚分の領収書はどこのやつもらった領収書ですか。この会社の今の、例えばAという会社で印刷しておれば、Aというところの会社の領収書がありますかということ。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） ポスターの作成の契約書自体が98枚分だけを契約としていただいておりますので、実際に刷られた分の契約書について枚数が記載されておりますので、100枚刷られた方につきましては契約書に100枚という表示がございます。その契約書はあくまでも候補者と業者の契約書でございますので、当然契約された業者からの領収書をいただいております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、私も議員をやってから、町も含めて30年以上あるわけだ。そうすると、その中で今まで国会議員から地方議員までの選挙事務所は、今まで200回以上選挙事務所をのぞいておるわけ。そうすると選挙事務所の中には、少なくとも30枚や50枚というポスターを張ってあるの。二、三枚とかいうことはまずあり得んと思う。そうすると、例えば三浦議員のことを言ったけれども、100枚の方が98枚は掲示板にするわけ。そうすると、あと2枚の残りなの。そうすると、2枚だけの領収書をこの会社からいただいておりますのか、もっと多くの領収書をいただいておりますのか、どっちなんですか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 議員言われるように、98枚以上の領収書を業者の方からいただいて収支報告書に皆さん記載していただいておりますので、その収支報告書に記載された領収書は全てのうちのほうで本物もしくはコピーをとっていただいております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、この公文書というのは、自分ももっとようけ刷っておる。例えば、佐藤高清君なんかだと160枚ぐらい刷っておるわけね。そうすると、こういうふうに最初から私は160枚を刷りますよと言うならわかるけれども、98枚しか刷ってないとか100枚しか刷ってないという人は、選挙事務所に今張ってないということになるんだな、私が思うのはね。そうすると、この選挙事務所に張ってあるビラというのは、私は疑うわけではありませんけど、私は経営者ですから、議員は職業としてやっております。絶えず市長と同じように自分は経営者として、この紙は幾らでできますか、ポスターは幾らでできますか、全部先に確かめておいて印刷会社とか写真屋さんとかいうところをお願いをするわけ。今回でも、弥富市で刷った人は1,000円から1,300円から1,500円。なぜ他町村で刷った人が3,200円も3,500円もかかるんですか。この点について不審に払うほうとして思いませんか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） まず、この3,591円の根拠を少し御説明させていただきたいと思います。

まず、印刷費が510.48円、掛けることのポスター掲示場の98カ所、このものに企画費が30万1,875円、これをポスター掲示場の数98カ所で割ったものが3,591円となります。

それで、議員が言われる差の部分というのは、企画費と言われる部分の差であると考えております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、平野議員と私は企画費が入ってないということなんですか。他の方は企画費が入っておるからこう高くなったと。だけど、平野議員と私は入って

ないからこれだけの金額で済んだんですか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 議員のところ企画費が入っておるとか、ほかの方に入っていないとか、そういう部分を私のほうでは考えておるわけじゃなくて、金額の違いの考え方を先ほどちょっと説明させていただいたものでありますので、一概に高いからというわけではございませんので、あくまでも公職選挙法の中でこういう上限の設定をしておるといの中で、議員の皆様が自己アピールをするためのものということで、幾らにするのか、どういものをつくるのかというのは、検討した上でやられたと考えております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、あなたの説明だと、規格内にあるから、これは適正であらうということなんですね。そうでいいですか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） あくまでも、その規格の中に入っているという部分は確かにそうなんですけど、ただ公費を使っておるといことですので、当然、議員の皆様もその辺を含めてポスターを作成していただいておりますので、一概にいいとか悪いとかじゃなくて、そういう部分、全般的な部分を考慮していただいておりますので、皆様方が作成したと聞いております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員に御答弁申し上げます。

今回の市議会議員選挙におけるポスターの代金であるとか、あるいはガソリン代であるとか、車のレンタル料であるとか、あるいは1日当たりの運転手さんというか、そういった人的な応援に対するさまざまな諸経費の問題につきましてですけれども、これは公職選挙法に基づいた市の条例で定めさせていただいております。そして、ポスターについては上限額が1枚で3,591円という形で規定をさせていただいております。そうした中で、枚数的には98枚に対するそれぞれの業者の方と契約された金額の合計で我々としては支払いをさせていただいております。

こういった中においては、候補者ごとの契約金額に違いがあっても、それが高いとか、あるいは安いとかというようなことにつきましては我々行政が介入すべき問題ではないだろうと思っております。そうしたことに對しても、内容等において職員も完全に審査するというような状況には至っていないと思っておりますので、また審査する権限もないと思っております。お互いの信頼関係のもとに基づいた上限価格の中で請求があると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

- 16番（大原 功君） 地方公共団体というのは、弥富市を含めた各市町村の役目ですね。この中で、本会議でこの予算が可決をしても、日本国憲法89条に対してはどのような条文が載っていますか。
- 議長（武田正樹君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。
- 私ども予算の執行に当たりましては、地方自治法というものが定められておまして、議会の議決をもってそれを執行していくわけでございます。そうした中においては、地方自治法で定めるところは、最少の経費で最大の効果を上げるように努力すべきだということであると同時に、地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならないと定めてあるわけでございます。そうしたことに基づいて、地方自治法に基づいた形の中での予算執行をさせていただいておるということでございます。
- また、憲法第89条には、公金その他の公の財産は、公の支配に属さない慈善、あるいは教育もしくは博愛の事業に対し、これを支出し、または利用に供してはならないと規定をされているのが憲法89条でございます。
- 議長（武田正樹君） 大原議員。
- 16番（大原 功君） 先ほど言ったように、キャッシュバックというのは絶対ありませんか、これは。あなたに調査をしてくれと私は言っておいたんですけど、先もってね。私が一般質問を出したのは5月31日午前9時ごろだと思います。あれから約2週間たっております。調査をしていただいたのだから、キャッシュバックが今の公文書の中に、印刷会社に尋ねましたか。
- 議長（武田正樹君） 立松総務課長。
- 総務部次長兼総務課長（立松則明君） 過去に出された収支報告書、私のほうは収支報告書でございますので、皆様方が出された、そちらのほうは当然確認はさせていただきました。
- 今後でございますが、ただいま監査委員のほうから選挙運動用自動車及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費について内容の確認というのも依頼がございましたので、また別途、今準備しておる最中でございます。
- 議長（武田正樹君） 大原議員。
- 16番（大原 功君） そうすると、2週間前に調査をお願いしたいということを出しておいたのが、今になってから調査を始めさせていただきたいということは一体どういうふうなんでしょうか。そうすると、議会と市側の予算のなれ合いになってしまうんじゃないんですか。この辺の事情を聞かせてください。
- 議長（武田正樹君） 立松総務課長。
- 総務部次長兼総務課長（立松則明君） ただいまこれからやるというお話をさせていただ

た分につきましては、監査委員のほうから別に出た件でございます。

それで、その前の議員のほうのお話は、一応市として今まで出ておるものについて、もともと書類調査でございますので、こちらの件につきましては。ですから、再度見直しは行わせていただきました。それについては当然、当初のときにも見させていただいておりますので、その辺の書類上の不備はないというふうに考えてはございます。

あと、今、なれ合いにならないかというような御質問もあったかと思うんですが、議会と市長は二元代表制という制度のもとに緊張関係を保ちつつ自治体運営を進めていくことであり、なれ合いということでは決してございません。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 何遍も言いますけれども、もしこれがキャッシュバック、いわゆる98枚しか刷ってないのに印刷会社から余分に30枚なり40枚もらうということになると、これはキャッシュバックにあると思うんですけれども、そうするとこの中に窃盗罪、刑法235条の条文と、それから刑法246条の詐欺行為、これのどっちに当たるんですか、キャッシュバックがあったときは。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） キャッシュバックがあったかどうかというのは、これから……。

○16番（大原 功君） あったとき。仮定。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 仮にあったとしたときにでございますか。一応、今の時点で詐欺罪ではないかというふうにしか、ちょっと済みません、刑法のほうを全文確認しておりませんので申しわけないですが、詐欺罪ではないかなと考えてはおります。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） あなたに、この一般質問をやる前に、もう1週間以上前に、これはキャッシュバックがあったときは詐欺行為になるのか窃盗罪になるのかどっちなんですかということをおあなたに通告を先にしてあるわけね。いわゆる告知をしておるわけ。今になったら、この刑法の246条、多分これに当たるいわゆる詐欺行為だと思うんだわ。窃盗ではないと思う。こういうのがここの六法全書の中にあるわけ。あなたは私より学もようけある。私は学がないから、あなたに負けないように質問するために六法全書をよく読んで質問しておるわけ。なぜ2週間もたって今ここであなたがわからんということは一体どういうことなんですか。市民税を、市長と同じように私も市民税は一円も無駄に使いたくない。そういうことで市長も服部市長がなられた。私も議員としてやらせていただいた。この32年というのは、決して町税、市民税は一円も無駄には使っておらん。チェックするところは必ずチェックしておる。

前にこういうことがありました。前の町長の川瀬さんのときに、印刷物を刷ったときに、この印刷物が高過ぎる、だからどこで刷ったんですかと言ったら愛西市ということがありました。そこの会社を見つけました。行ったら、倉庫はあったけど、中には印刷の機械はなかった。私が川瀬町長を当時、平成3年に出したの。佐藤博町長をやめさせて。それは、襟を正さん首長が首長をやっても何も役には立たない。だからかえた。そのために平島町が今現在で3,300ぐらいの人が見えるわけ。住宅があるわけ。そうすると、1万人以上の方が今住んでみえるわけね。そういうふうなまちづくりをするためにやっていただいた。イオンも、日本毛織の方をお願いをして、あそこにイオンをつくっていただいた。そのために、弥富町と十四山村が編入合併をできる。弥富市をつくったわけ。市長には、ことし弥富市の10周年のお祝いをやってくれるということで、市民の方は大変喜んでおるわけ。市長も今バッジをつけています。私は今、席上に置いているからしていませんけれども。この当時、私が町村合併の特別委員長をやったときには、襲われて自分でけがをした。でも、家族にこの犯人が、私が出させてあげた。桑名署、あるいは報道関係が、大原議長さん、顔をよく知ってみえるでしょう。でも私は、この人の顔を言ったら、家族、あるいは私を支持していただく方にけがをさせてはいかん。我慢に我慢をしながらしてやってきたわけ。

今回でもそうです。市長が大テーマとされておる庁舎。庁舎がこれだけ大事だったら、自分のポスターを安くつくるのが当たり前でしょう。片方で市民の方に、今ある庁舎は危険だから、何としてでも早くつくりたい。合併特例債ももう時間がないんですよ。そうでしょう、市長。今こんなことをやっておって市民が安心して安全にできるか。今回の一般質問でも子育て、あるいは道路整備、防犯、議員は何でもここで一般質問すれば、ケーブルに映るから市民は安心だという考え方が、これからはチェックをされる時代なんです。

税を納めておる人、そして税を納税いただく方、それぞれあります。今回でも、一つの例を言うと、東京都、舛添さんなんかは国のお金で家族旅行、あるいは横浜の林文子市長、この人はテレビに出るために化粧品を公費で買ったということもあります。今回でも、今、新聞でよく出ています。滋賀県の吉田県議、この人は熱海に研修に行くと言って浜松のリゾートホテル、その領収書を出してくださいと言って各新聞社から言われても出さない。

これはよその例ではありません。弥富市だって、議長、議会改革というのは何ですか。市民に税をきちっと出す。そのために市民に見ていただく。こういうことが大事なんです。だから今回でも、この領収書、あるいはここに今張っておきましたから、よく映してください。こういうのを広報で出して、本当にこれが市民の方がチェックをして、これで安心して安全に生活できる弥富市かと。

こんなことをしておったら、去年も言いましたけれども、弥富市の起債は45億とも聞いております。共産党の言われる予算なんかだと、反対が多くありますね。今回のこの27年の、



これですね。これは皆さんも御存じだと思う。ここの中には福祉や、そして児童手当、いろんなもの書いてあります。これは、市が大事だから、市民を守るために市長が予算をつけていただいた。共産党の三宮議員と那須議員が反対した以外は、みんな賛成しておるわけ。これによって弥富市は子育て支援、あるいは医療、いろんな問題がクリアされておるわけ。道路整備もそうです。

今回、これを見て言えますのは、自動車レンタル、これが先ほど傍聴者がくれたんですけども、軽四の自動車レンタルが1万5,000円と書いてありました。これは那須議員ですね、共産党の。そして、今の食事しておるときに、昼の休憩のとき、このとき那須議員に、なぜこんな軽四が1万5,000円かかるんだと言ったら、これにつけたマイク、機械を含めたレンタルだということになっておるけれども、これは車レンタルの中に入るのか入らないのか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 選挙運動用自動車の公営に関してでございますが、あくまでも車自体のお金と考えております。ですから、後からつけたもの、もしくはもともとついておるものであったとしても、金額がわかって別に契約していただくとかいうことで、基本的に本体価格のみが対象となります。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、あなたの説明だと、そういう今の機械類、マイクとかそういうものについては別途の話と、レンタルではないということね。車のレンタルの中に入らないということですか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） もともとついておるものに関してのお話かと思いますが、もともとついた状態のものであれば、まずその部分が含まれるのか、有償なのか無償なのか、その辺によってまた変わってくる部分がございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） まず無償ということはあると思うんだ。我々だって、マイクをつけたり看板をつけると費用はかかります。そうだったら、車をレンタルで借りたときにはガソリンが満タンに入っています。そしたら、これは何だ。車をレンタルで借りたときのガソリン代はそこに含んでおるから、ガソリン代は出さなくてもいいことになると思う。いいころかげんの話じゃないんです。

市民の方は健康保険も払えない。こんな方が、今、約2億6,000万ぐらいありますか、滞納の方が。それも一般会計というのは、あなたも御存じのように、一般会計は国保に本当は入金をしちやいかんのだよ。だけど、市長が市民の方に優しく、そういう患者さんがふえてはいかん、病気になってはいけないということで、国保の分を負担しておるわけだ。ここに

見える今の職員なんかは社会保険を掛けておるんですよ。議員中で掛けておる人はそうおらんとするけれど。そうすると、私なんかは一般会計で事業をやっていたきたいものは、1億何千万が国保にされるということは別会計。そういうことをやるなら、もっともっと子ども会、あるいは今の区長手当、全く10万余で1年もやれんですよ、本当に。だから、部落でもお金を払ったりして、いろんなことをしておるわけだ。全く今の議員が、さっきも言ったように、事業じゃなくて職業の目的でしておるから、こういうことになると思うんだ。

この間の三宮議員の一般質問を見てください。こういうことの心配を、納税の心配解決。こういうことを言うなら、みずから自分が、三宮議員は十何期やっています。みずから襟を正していこう。そして、町会的时候は自分でお金を払っております。なぜ自分がお金を払っておるときに、例えば700円とか、私は昭和58年ですから約500円でできました。これは桑名印刷、当時あった。それから、今の川瀬の中部印刷にして700円から750円ぐらいになった。こういう経験を生かしながらして議員は市民の皆さん、あるいは住民の皆さんを守るのは当然のこと。本会議ではいいことばかり言っても全く守らない議員。こうだったら市民が安心して納税ができますか。市長、ファスト・トラックというのがありますけれども、その権限によって弥富市議会を解散してください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私の私見も含めて御答弁申し上げたいと思いますけれども、過去の弥富町議会議員、あるいは十四山村議会議員、そして弥富市議会の中で、このような選挙に対してさまざまな諸経費に対しての御質問はあったかどうかわかりませんが、私の知る限りではないというふうに思っております。私も選挙をする身でございますので、このことにつきましては事務局に対しても慎重に取り扱うように進めてまいりました。そういう中で今回、大原議員から非常に重要な御意見をいただいていると私は思っております。大変厳しい行財政でございますので、そうした中において、先ほども地方自治法に基づく予算に対する執権の中では、最少の経費で最大の効果と、あるいは公職選挙法に基づいた形での経費の使い方をしていただきたいということをお願いしてきました。

現在では、この条例に定めるという状況の中での私どもの見解を話をさせていただいております。それは、ポスターの代金において大変な格差があります。候補者においては10万円を切る候補者も見えます。あるいは、最大の30万円を超える候補者も見えます。あるいは、人件費等についての支払いについては1日当たりの満額を支払って見える方もありますし、全く支払いのない方もお見えになります。このように現在の議会の選挙の中においては、非常に大きな格差があるということは事実であろうと思っております。どうか議会改革等の協議の場で、この条例ということに対する一部改正を議員のほうから御提案されてはどうでしょうか。私どもからこの選挙に対する条例に対して一部改正というようなことは提案できま

すけれども、議員の皆さんが議会の中で御協議をいただいて、そしてこの選挙にかかわるさまざまな諸経費についてみんなで検討したらどうだろうかという中で、大原議員にリーダーシップをとっていただいておりますでしょうか。

そういうような中で、今の現在の条例に基づいては、これは今の形というものが当然あるわけでございますので、これも御理解をいただきたい。また、この件に関して住民監査請求が起きておることは皆さんも御承知であろうと思っております。監査委員のほうから特定な項目について意見を聞いてほしいということで行政のほうに依頼がございます。このことにつきましてはしっかりとやっていかなきゃならない、御意見を聞いていかなきゃならないと思っておりますので、また時間をとっていただいて候補者の方にはお聞きするというふうに思っております。

いずれにしても、もう一度言いますけれども、議会の協議の場の中で一度しっかりと御協議をいただいて、大変重要な提案だと思っておりますので、新しく条例の一部改正という形で、議員のほうから、皆さんのほうから提案をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これは市長、市長は大学を出て頭のいい人だからわかりますけれども、税を徴収する人として私は言っておるわけね。市長が税を徴収しなかったら私は議会改革の中で言います。この違いというのは格差があるわけね。それを私が市長に言っておるだけ。市長が手を挙げて言うから市長に聞かなきゃならない。本当は部長に聞いてするわけですけれども、市長が手を挙げてわざわざ私が答弁をしますと言うから、私はこういうふうに言いました。税の徴収の責任者は誰なんですか。責任者があるから、何でもいいから請求されたら、その金額を払ってあげるというふうだったら、もっと本当に子ども会なんか、先ほども言ったように、暑いのに缶を集めたり、あるいは新聞をしてやったって、役員さんはコーヒー一杯も飲めないんですよ。交通安全でもそうです。夜のパトロールでも、本当に市からもらうのはガソリン程度のものでしょう。そういう人をもっと温かく見詰めるのが当然のことだ。徴収者としてどう思いますか。よかったら市長、もう一遍答弁してちょうだい。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 税の徴収に限らず、行政全般にわたって私が統括をさせていただくという大きな責任感と同時に権限を有していることは事実でございます。そうした中において、それぞれの各層に対して我々は思いを込めて行政を執行していかなきゃならないと思っております。全ての人たちが公平で公正な立場に立って進めていくわけでございますけれども、しかし住民の皆様方にはそれぞれのお立場がございます。それぞれのお立場がございますので、その方たちの御意見をしっかりと窓口で聞きながらいろんな御相談に応じていき

たいと思っております。徴収することのみをもってお話しさせていただくわけではございません。相手の立場に立っていろいろとお話を聞きながら、それを改善していただく方向も含めて私どもとしては努力をしていただきたいというふうにお話をさせていただいておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 市長の言われるのはよくわかりました。だから、議会改革ではないでしょう。市長のほうに私は、税を徴収する人に聞いておる質問ですから、議会改革は議員だけでやることだから、議長や副議長、あるいは議運の委員長なんかに、何だこんなことではということ聞くぐらいのことはやります。

きょうでも私は心配しておるのはイギリス。市長も行かれたと思いますね。イギリスはユーロから撤退をするという話も出ておるわけね。この23日にはそういうふうになるかもわからん。そのために、きょうは株価は500円日経が下がっております。

これからの税の徴収というのは、市長、伸びるんでなくて恐らく下っていくほう。消費税についてもそう。現在、消費税が上げられなくて、2年先に上げるなんていうことは、今現在消費税が取れないのが2年先には取れないと思う。私はそのときおるかおらんかわかりませんが、そのくらい私は税に対して、市民が本当に苦しく苦しく生活されているわけ。

ここでちょっと民生部長に聞くけれども、民生部長、今の生活保護者は憲法24条により条文にあるわけだけれども、そこの中に弥富市の方は1カ月幾らいただいておりますか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 生活保護世帯に交付する金額に関しましては、借家であるとか子供さんの数、そして夫婦の世帯の状況、その方が年金をもらってみえるかどうかということも、いろいろ加味して決めますので、一概に……。

○16番（大原 功君） 細かく言わなくても、大体平均で10万なら10万と言ってもらえば結構なんだ。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 済みません。平均10万円ぐらいかなあとは思いますが、あくまでもこれは私見なものですから、また正式な金額については後ほど議員のほうにお答えをさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そんな支払うほうが、そんなことわかりませんではいけません。だから私が言う、市からの公費で払われておるのが、高い人は五十何万払われておるわけ。10万だったら生活保護者の方、受け取る方は、5カ月の生活の金に匹敵するわけ。このくらいのことぐらひは議員として、職員としても、市民を守るための職員というのがいるから、住民の方が、この弥富からの過疎化のないように皆さんが努力をしてやってみえる。片方で議

員がやりたい放題のこれだけのものを使っておったら、誰も税金は払わなくなっちゃう。

民生部長、こういうのを広報で出したらどうですか。当然公費でこれは使った金だから、弥富市でも予算をするときには、建設費幾ら、あるいは民生費幾ら、教育費幾らというやつを出しているんだから、これは公開の原則ですから、広報で出したらどうですか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 議員言われますものでございますが、候補者から届け出があった際の契約書等につきましては、公文書の開示請求の対象となる文書ではございますが、あくまでも同制度上公開が認められる範囲で請求者に対して公開するというのが同制度の趣旨でございます。単に、条例上の根拠もないのに、同制度外で当該契約書等に記載された情報については、公表することは難しいと考えております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 条例とか法律というのは、市長も御存じのように、いつでも変わっていくわけね。介護保険もそう。一番に掛けたときは2,300円ぐらいだった。今は8,500円ぐらいある。高い人だと1万幾ら払う。法律というのは、条例というのは生き物ですから、何も条例を変えて出せばいいこと。そんな難しいことはない。あなたが提案すれば、私は賛成してやってあげます、ちゃんと。提案者はおたくのほうだから、条例は。私はだったら賛成しますから。

先ほど言ったように、共産党のように何でもかんでも反対して市民が本当に守れるか。生活保護については共産党の方はかなり力を入れてみえる。みずから自分がこんな50万近い金を公費からしておれば、先ほど言ったように5カ月という月日はやれるわけなんだ。困っている人を所得のある人が助ける、これは原則なんだ。我々は市長を初め、国民の皆さんは、桓武天皇によって神様を信じて、また仏さんのほうは最澄によって、法華経によって我々は生活をさせていただいておる。人をちょうらかしたり、だましたりするようなことの議会であつたら、先ほど言ったように、市長、市長の権限で議会を解散するぐらいやれば一遍どうですか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほど来から御答弁申し上げておるわけでございますが、今回の市議会議員選挙におけるさまざまな選挙用の諸経費ということにつきましては、現在の公職選挙法に基づいた市の条例で定めさせていただいております。この条例の範囲の中で各候補者は御理解をいただいて、ポスター代金を含めてさまざまな項目についての金額について請求されたと思っております。こういう状況の中において、これは客観的なことでございますので、条例というのは、そういった中では高いとか安いとかという形で私が介入するわけにはまいらないと思っております。しかし、相当の格差があるということについては事実、これはま

た住民監査請求が起きていることも先ほど説明させていただきました。そして、御意見を聞いて、住民監査請求にも応えていかなきゃならないと思っておるわけですが、この条例に基づく公職選挙法ということでございますので、これをこういう形で格差があった場合においては、先ほども言うておりますように、一度議会の中でしっかりと御協議されてはどうでしょうか。もちろん、私たちがこの条例に対する一部改正という形で行政側から提案させていただいてもいいんですけども、皆さんが今回の市議会選挙の中において、この経費の問題というのは一つの大きな課題になったと思っておりますので、議員各位の中で御協議いただいて、今後の市議会議員選挙はどうしていこうか、選挙についてはどういう諸経費の形で最少の経費で最大の効果をつくっていこうかということをお協議いただいて、条例の一部改正に対する提案をして、議員提案という形で私はお願いするのが一番いい方法ではないかなあと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 条例の中で守りながらしても、これが岐阜県の場合、岐阜県の山県市。ここの場合は議員が5人も辞職しておるわけね、このポスター。これは、市民から見てキャッシュバックがあったんじゃないかということをして、この方は5人も議員が辞職しておるわけ。だから、条例があっても中身がね。先ほど市長が言った憲法89条。公の金というのは、弥富市におれば4万5,000近くの方が何々の形で税金を納めたり、それは自分の子供さん、お孫さんのためにも納めていただいております。今後、介護保険についても、もっともこれから高くなります。本当に生活がえらいということは、私もえらいんです、生活は。えらいけれども、少しでも市民の皆さんを手伝う。私は今まで、できたら自分の寝食、議会をやらせていただいております。このありがたさを絶えず肝に銘じながらしておるわけ。だから今回でも、この税に対して皆さんがなぜこれだけのチェックをね、市民の代表でしょう。市民の皆さんに選挙中の2月は、私に市議会を任せてくださいとやってやったわけだ。

ポスターは別にして、はがき、ビラ、これについてはどうですか。どのような領収書がありますか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 選挙運動用はがきにつきましては、基本的に選挙運動用の収支報告書に、当然、選挙運動用にかかった費用につきましては、そちらのほうに記載していただいておりますので、そこに記載していただいたものが基本的に選挙運動に使われた費用ということで、領収書もしくは領収書のコピーを収支報告書につけて提出していただいております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、それは公文書ということで、お願いすることはできま

すか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 当然、公文書の開示請求に基づいて御請求いただければ結構かと思います。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 時間が過ぎたので次の質問に行きますけれども、今、マイナス金利ということありますから、市の職員がこれからだんだん退職されたりいろんなことが出てきます。こういうときに対して年金組合、こういうところには納められていると思うけれども、これは1,000分の160でいいのかな。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 一般職につきましては、1,000分の160で負担金を納めさせていただいております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、今、三菱東京UFJ銀行かな、これなんかがもう国の国債なんかは要らんよと、俺は辞退したいと、もうマイナス金利だからというふうで、銀行自体が、一銭一文の金を扱う銀行が、もうこんな計算は嫌だよというふうであるんですけども、退職金の利息がつかないふうになれば、負担金は多くなるんじゃないかなあと思うけれども、この辺についてはどうでしょう。多くなりませんか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

私どもの職員等の退職手当については、議員御指摘のとおり、退職手当組合に私ども弥富市も加入しておりますので、そちらのほうから退職金を支払うということになるわけでございます。仮に債務というような状況で、債務超過ということにつきましては、全ての弥富市の職員、あるいはそれに関係する職員が一斉に退職するというような状況、これは全くないと思いますけれども、仮にそれがあったとした場合は債務超過になります。今まで掛金をしていた基金を積んできている中で、全ての職員に対して退職金が払えないからそういうような状況になると思いますけど、これは基本的にはあり得ないというふうに信じております。

しかし一方では、退職手当組合のほうにおきましては、今、275億の予算を持っておるわけでございます。これは全て基金として持つておるわけでございます。その退職という形については、その基金を取り崩して退職金の支払いをしておるとい形の中におりますので、銀行等の一定の定期預金だとか、そういった形でお金で支払いをしているということじゃございません。あくまでもそれぞれの市町村が積み上げた、あるいは一部事務組合が積み上げた合計の基金として275億持つておりますけれども、その基金を取り崩して退職金を決済

しておりますので、マイナス金利というような状況の中においては、現在ではほぼ関係ないと断言しておきます。

○議長（武田正樹君） 大原議員、もう時間が少ないですのでまとめてください。

○16番（大原 功君） 市長が言うように、市のほうはそういうのではないと、行政のほうはね。いいけれども、一般の大きな建設会社、あるいはハウスメーカー、こういうところなんかだと大体今のマイナス金利だけで1,000億の退職金制度が変わってくるというふうに、負担額ということでされておるので、弥富市は市長の言うように250億かどれだけあるから大丈夫だろうと言うんですけれども、最終的には我々議員も年金がありました。年金があったときに、お金をいただくようになったときには3分の1しかくれなかったね、掛金の。これでも国が経営するためには3分の1でもいいよというふうにして、私の場合は3,000万のところを1,000万というふうで理解していただいたんですけれども、中には続けてやってみえる方もある。こういう時代が変わって、先ほど言ったようにEUの問題、そしてユーロの問題、こういうのがあってだんだん税金が、いただける予定をしておるものがいただけないようになったときに困るから、今回もこういう質問をしたんですけれども、払うほうにしてもチェックをきちっとしていただいて、なぜあんたはこれだけ高いんだ、なぜ大原はこれだけ安い、平野君はなぜこれだけ安いということをチェックしないと、何でもいいから選挙法の中の条例であるからこれでいいんだというふうでは市民の方が納得いかないということになりますので、こういう点も含めてお願いしたい。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） マイナス金利の場合は、現在の市中銀行、都市銀行と日銀との関係における金利のあり方でありますので、確かに市中銀行、都市銀行から一定額を日銀なんかに預金されるわけですね。そうしたときに、マイナスの金利ではやってられないというふうに見えるのは当然でございます。そして、市中銀行、都市銀行と密着にあるのが、やはり企業であろうと思っております。そういう関係からして、このマイナス金利の功罪というか、いろんな面が出てくると思いますが、今のところ大きな影響がないということも言えるのではないかなあと。今度、国債を買わないというのは、日銀に対する、政府に対する一つの当てつけかなあと私個人的には思うわけでございます。

もう1つ、最後でございますけれども、今回の選挙にかかわるさまざまな諸問題につきましては、大原議員から大変すばらしい提案をいただいたと思っております。各議員の皆様方についても考える一考にはなったのではないかなあと思っておりますので、ぜひ、何回も繰り返しますけれども、議会の中で御協議いただいて、この条例の一部改正ということについては議員の皆さんから提案をしていただくのがいいのではないかなあとあえて申し上げて、答弁のほうをさせていただきます。



○16番（大原 功君） 時間が来たので、ちょっと1個だけいいかね。

市長、議会改革というと、議会改革をしておる議員が、そのことを守らないから聞いておるわけね。これだけを肝を銘じておいてください。終わります。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に江崎貴大議員、お願いします。

○2番（江崎貴大君） 2番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

私からは今回、育ちにくさがある子供と保護者への総合的な支援について伺います。

平成16年に発達障害者支援法が制定されて以来、平成26年の国際連合における障害者の権利に関する条約への批准、同じく平成26年の児童虐待防止法改正、平成27年の子ども・子育て支援新制度のスタート、そしてことし、平成28年の障害者差別解消法の施行、さらには先般の国会で発達障害者支援法の改正案が成立するなど、発達障がい児など子育て支援のニーズのある子供たちを取り巻く法律や制度は、この10年余りで着実に整備されてきております。その流れの中で平成26年には障害児支援の在り方に関する検討会で、今後の障がい児支援のあり方について支援の対象となる障がい児をどのように捉えるか、障がい児の地域社会への参入をどのように進めるのかということも話し合われています。私自身、ノーマライゼーション（共生社会）というものを目指したいと思い、選挙中からお話しさせていただいておりました。みんなそれぞれが、それぞれの背景、環境の中で生活している中、お互いを尊重し合い、ともに生活し、ともに生き抜いていく社会のことです。そして、それぞれの人が持つ力を十分に発揮できるようになる社会です。

発達障がいの原因は脳の機能的な問題であり、しつけや育て方の問題ではありません。発達障がいの主な例としては、相手の気持ちやその場の雰囲気を読み取ることが苦手な自閉症スペクトラム障がい、注意力を持続したりじっとしていることが苦手な注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、読み書きや計算など、ある分野の学習だけが極端に苦手な学習障がい（LD）などが上げられます。これらは個性の一つではありますが、周りの人に理解、支援をしてもらうニーズがあり、困っていることを減らしていくことによってより生活しやすい人生へと導き、そのためにはできるだけ早くからの専門的な療育や支援が必要だと考えられています。その理由としては、理解のない環境の中で育つと、子供は不安にかられ、ひきこ

もりになったりフラッシュバックを引き起こし、一生苦しむこともあると言われているからです。また、保護者の側に立てば、子供の特性を受け入れることで、少しでも気持ちが楽になり、特性に合った対応の仕方を学ぶことによって子育てがしやすくなると言われております。

そこで、育ちにくさを感じる子供、またその保護者に対する早期発見と早期対応について、本市の取り組みをお伺いします。

まず初めに、発達におくれがある子供、発達にでこぼこがある子供、またかんしゃくが強いなど個性的な子供に対して、どのように発見し、どのようにアプローチし、またどのようにフォローしているのでしょうか、お伺いします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 発達のおくれのある子供へのアプローチとフォローについての御質問をいただきました。

弥富市では母子保健事業といたしまして、1歳6カ月児健康診査を実施しております。これは、運動機能・視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞などの障がいを持った幼児を早期に発見し、適切な指導、療育の援助を行うとともに、生活習慣の自立、虫歯の予防、幼児の栄養・食生活、その他育児に関する助言を行い、幼児の健康の保持・増進を図っていくために実施しております。

この事業の中の集団遊びなどを通じて、その様子を観察、保護者などとの相談により健診事後教室、「わいわい教室」と申しますけれども、この教室や2歳児子育て教室、これは「ひまわり教室」など、小児科医や臨床心理士に相談等を行うすくすくクリニックなどにつながっております。療育が必要と思われる場合は、弥富市ののびのび園を紹介しております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 本市では、母子通園施設としてののびのび園を設置し、お子さんと保護者の方が一緒になって通園し、一緒になって一步一步前に進もうというお手伝いをしているかと、今の御答弁のようになされていると思います。私もこの前、のびのび園には見学に行かせてもらいました。そこで園長先生を初め職員の皆様は一生懸命勉強され、子供のことを思い、通われている方々と接しております。

ところで、のびのび園へはどのような職員を配置しているのでしょうか。また、配置基準等があればどのようになっているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） のびのび園の職員の配置基準についてお尋ねをいただきました。

のびのび園の職員配置基準は特に設けてはおりませんが、正規職員2名のうちのびのび園長は、過去にのびのび園の経験者でございます。副園長は保育士の中でも特に障がい児を理解した療育施設にふさわしい職員が配置してございます。

また、臨時職員についても、全員が保育士資格を有しており、保育士資格とあわせて療育施設の経験者、児童心理士の資格を持った臨時職員も配置してございます。

この保育士資格を持つ職員のほかに、専門士として言語聴覚士が月2回、臨床心理士が月2回定期的に訪問し、療育に関して子供の支援と母親の支援を行っております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） のびのび園は障がい児に対する専門性が求められる職場となっていると思うんですけども、のびのび園に配置される時点での職員の専門性は十分確保されているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 職員の資質の問題でございますけれども、保育士の療育の研修といたしましては、愛知県青い鳥医療療育センターに年8回、春日井市にあります愛知県心身障害者コロニーに年2回、愛厚弥富の里へ年3回など積極的に研修会へ参加し、保育所内でも研修内容を共有し、保育士間の共通の理解を深めるように努めております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） そのような研修、フォローを数多くなされているということで、ありがとうございます。

より専門性の高い臨床心理士や言語聴覚士などが月2回来てくれているというお話だったので、それで今のところ十分だという声でよろしいでしょうか。十分だとお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 療育において何が十分かということに関しては、非常に難しい問題だと思っております。回数をふやせば済む問題なのか、質の問題なのかという部分もあろうかと思っておりますが、現在は弥富市ののびのび園はこのような方々に御協力いただきながら子供さんのフォローに当たっております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） よりニーズに合った配置を、これまでも十分考えていらっしゃると思うんですけども、声を聞きながら進めていただくといいと思います。またよろしく願いいたします。

続きまして、育ちにくさを感じている子供や保護者の方は、のびのび園に通って療育を行い、成長を感じていただくのが理想だとは思いますが、しかしながら、現状は保育所に預けざ

るを得ない家庭もございます。週に1日のにこにこ教室も開催し、対応はしていただいているとは思いますが、現実はそのま保育所に預けざるを得ない保護者もいます。その場合、対応に苦慮される現場の保育士さんたちも多くいます。保育士さんたちに対して発達障がいの子供に対する支援方法などの研修、フォローはどのようになされているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 保育所とのびのび園の関係を含めて御説明させていただきます。

のびのび園の職員と保育所の職員は保育士でございますので、人事異動をさせていただくこともございます。また、臨時職員についても交流をさせていただきまして、相互の理解をするように努めております。そして、のびのび園を終了し保育所にへ入った子供につきましては、発達過程の把握と、その子の持っている可能性を最大限に発揮できるように、指導・援助を行えるよう努めております。

その他、健康推進課より保育所へ、あおぞら相談として、臨床心理士の方と保健センターの保健師により各保育所を訪問し、個別に発達を観察し、支援方法について話し合いを行っております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 現場の職員が対応に困ることなく、あと子供たちにも保護者の方にもよりよい療育が施されるよう、これからも研修、フォローを引き続きよろしく願いいたします。

続いて、切れ目のない支援について本市の取り組みをお伺いします。

発達障がい児の支援は、子供本人からするとさまざまなライフステージとかがわっていきます。また、地域で生活していく上では、地域での理解も必要です。本市の行政でいえば、福祉課、健康推進課、児童課、学校教育課と複数の担当にまたがったの支援が必要ですが、連携はどのようにとられているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 切れ目のない支援についての御質問をいただきました。

発達障がい児の支援について、まず福祉課におきましては、平成20年度より弥富市、蟹江町、飛島村の3つの市町村合同で海部南部障害者自立支援協議会を設立しまして、地域における障がい者への支援体制に関する課題等について情報を共有し、関係機関と地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っております。

次に、さまざまなライフステージにかかわる連携については、この協議会の中の療育部会におきまして、保健師、保育士、教諭、障がい児福祉事業所の担当者が毎月1回集まりまし

て、乳幼児から成人になるまでの継続した支援を行う体制についての会議や研修会を行っております。

平成26年度には、この部会で切れ目のない支援マップとして「ライフステージにおける地域支援」、またお子さんが親御さんと離れて過ごす場所でお子さんとかかわる人にお子さんをより理解してもらうための支援ツールとして「サポートブック」を作成いたしました。

保健センターにおきましては、主に1歳児半健診で発達におくれが認められる子供を把握し、2歳のときに再度専門士の方による相談を行います。その後、個人の状況により必要に応じて健診後の事後教室としてわいわい教室への参加を促します。このわいわい教室は、保健師と保育士、心理士により保健センターにて月2回、3カ月間にわたり行ってまいります。わいわい教室で親子の支援が発達上さらに必要であると認められた場合は、母子通園施設のびのび園を紹介いたします。

児童課所管ののびのび園におきましては、子供の発達状態に応じて3つの教室がございます。週4日ののびのび教室、週1日火曜日または木曜日のにこにこ教室、保育所に通園しながら週1日月曜日ののびのび園へ通うなかよし教室に分かれて、療育と母親への支援が行われております。

学校教育課においては、より十分な連携と支援を図るため、今年度より弥富市特別支援教育連絡会を立ち上げます。この連絡会では、障がいのある子供及びその保護者の多様なニーズに応え、乳幼児期から保育園・幼稚園への入園、小学校の入学、中学校の入学、中学校卒業後の進路選択等の各方面において、一貫した支援並びに適正就学等のための連携・協力体制を構築することを目的として年3回の開催を予定しております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今の説明ですと、それぞれの担当課の中のほかの地域との連携みたいな感じに聞こえたんですけども、次の質問で具体的に質問するんですけども、子供が成長するにつれてかかわっていく機関、組織は変わっていくと思うんです。その中で、保健センターから保育所、また就学前から小学校へと、支援が必要な子の情報というものはどのように共有しているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 情報の共有についての御質問をいただきました。

保健センターと保育所の情報の共有につきましては、地区担当保健師から当該の保育所へ連絡を密にしております。毎年4月の新規入所の園児については、前年11月の申し込み申請後、一括して保健センターに照会をし、情報を共有しております。

また、保育所と小学校は、幼保小連絡協議会及び特別支援教育連絡会により情報を共有しています。

この情報を共有する支援ツールとしまして、幼児向けのサポートブック、福祉課が作成してございますけれども、こちらがございまして、保護者自身が子供の様子をきちんと管理していただけるとよろしいんですけれども、このツールがなかなかうまく保護者が記入できない場合もあったり、引き継ぎが難しい状況もあります。そうした中においては引き継ぎが十分でない場合もございますけれども、保育所では結構このツールが活用されておりますので、この情報を小学校にうまく引き継ぐシステムがただいまはございませんが、この情報を引き継ぐツールを、今、教育委員会においては弥富市特別支援教育連絡会にて、サポートブックの引き継ぎがよりうまくいきますよう、このグレードアップを目指して取り組んでいきたいと考えております。関係機関と手を取り合いながら、スムーズな情報共有を目指してまいるところでございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 就学前から小学校へと情報がスムーズに行くように、よろしくお願いいたします。

これは、障がい認定がされた方限定なのでしょうか。保健センターで健診した時点でフォローをするような方の情報までうまく連携はとれているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） お答えします。

保健センターでは、先ほど説明をさせていただいたところですが、1歳6カ月健診でいろいろな発達の状況等を把握した情報を、各担当する保健師、地区ごとの保健師がおりますが、その保健師が各該当する保育所のほうへ、そういった発達の状況も含めて連携を密にしてやっております。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 障がい認定されてなくても、多分、親御さんがそういうふうに申請をしないと、医療機関とかに行かないと認定が受けられないような現状があると思うんですね。でも、そういう子たちも大切に育て上げていかなきゃいけないと思うので、そういった情報もうまくスムーズに年をとっていくまで共有していくことが望ましいと思うので、そのように検討されてはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 障がいを持たれたお子様につきましては、どうしても親御さんがその障がいをお認めにならないということも多々ございますし、小さなお子様でございますと、なかなかそれが障がいなのかグレーなのか、要は疑いを持って見るといいますか、なかなか区別がつかない状況もございますし、またこういう病気といいますか障がいにつきましては、一人一人がさまざまな症状、また行動をされるものですから、一概に

区別してこうだということがなかなか決まらないことでもございます。そんな方におきまして保育園では、疑わしい、ちょっとグレーな子だねという部分の中においては、きちんとフォローができるように加配の職員をつけましてフォローができる、またその子にとって負担にならない保育園の生活が送れるように加配をしながら手配しておりますので、御理解がいただければと思います。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 子供たちにも保護者の方にもよりよい環境で子育てができるように、また保育所の保育士さんも戸惑わないようにしていただけたらなと思います。

続きまして、発達障がいをお持ちの方は、小さいころだけではなく、就労の場面でコミュニケーション不足や社会性の低さでつまづくケースが多いと言われてしています。

そこで、本市としての就労支援の現状はどのようになっているのでしょうか。就労移行支援事業、就労継続支援事業は本市にあるのでしょうか。また、受け皿がない場合、どのようにしていこうとお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 障がいを持ってみえる方の就労支援につきましては、発達障がい児、18歳未満の方でございますけれども、そういう方や発達障がい者、18歳以上の方も障害者総合支援法の対象になっておりますので、日々の相談や就労の相談につきましては、市が委託をしております愛厚弥富の里や弥富市社会福祉協議会の相談支援事業所において専門の資格を持った相談支援員がお話を伺い、対応をさせていただいております。特に特別支援学級を卒業される時期におきましては、在学をされている学校の先生方と連携をとりまして、その人に合った就労先について支援をさせていただいております。

また、海部南部障害者自立支援協議会では平成27年10月に、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒や、その保護者を対象に、障がい者雇用企業及び就労継続支援事業所の見学会を開催いたしました。そのほか、津島市にございます愛知県の海部障害者就業・生活支援センターにおきましても、就職や、それに伴う生活上の支援を行っております。

お尋ねの就労移行支援事業所は本市にはまだございませんが、近隣の事業所へ今8名が通所しております。また、就労継続支援事業所につきましては、A型が1カ所で32名、B型が4カ所で54名の方が通所しておみえになります。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） このような子供たちがライフステージに沿った支援を受けられるように、これからも行政があらゆる機関をつなげる役目を果たしていただけるよう、よろしく願いいたします。

続きまして、保護者に対する支援について本市の取り組みをお伺いします。

育ちにくさのある子供を抱えた保護者の方の中で、その事実を認めたくないと思っている方は少なくないのが現実です。理解なき人たちに変わった子だと言われ、冷たい目で見られたり、きつい言葉で抑圧されてしまうような社会では、当事者やその家族は孤立してしまうのではという不安を抱えています。育ちにくさのある子供たちへの正しい理解や社会への啓蒙活動として本市ではどのようなことを行ってきましたか、または今後どのようにしていく予定でしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 啓蒙活動につきましては、2007年の国連総会で毎年4月2日は世界自閉症啓発デーとすることが決議されました。国においても、4月2日から8日を発達障害啓発週間と定め、発達障がいについて広く理解をしていただく機会としております。

当市におきましても相談支援事業所や発達支援事業所を取材させていただき、市の広報やホームページに記事を掲載いたしまして市民の皆様にも周知・啓発をしております。特に発達障がいのある方は、本人やその家族の方も誤解を受けることが多く、大変つらい思いをしてみえる方もお見えになります。当事者に合った環境があれば、社会や地域の中で豊かな才能を発揮することができますので、障がいのあるなしにかかわらず地域全体で支援していくことが重要でございます。今後も啓発活動を推進してまいります。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 4月2日の啓発デーに合わせて弥富市で啓蒙活動をしているということではよろしいでしょうか。それとは別なんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） ただいまの部長からの答弁の4月2日の世界自閉症啓発デーということに関しましては、市の広報の平成28年3月号で発達障害啓発週間という記事で掲載させていただいております。また、同時に障害者差別解消法についても3月号に掲載させていただいております。さらに加えて、6月号、今月号でございますが、事業所の紹介や教育相談会の開催についても周知、掲載させていただいております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） ありがとうございます。

ここで私から提案したいものがございまして、次の質問なんですけれども、厚生労働省の障害福祉課と児童課に当たるところから、ことしになってペアレント・プログラム、通称「ペアプロ」というものの実施・普及のお達しが各自治体に来ているかと思えます。現在も既に各地で実施されている保護者支援のためのグループ・プログラムであります。発達障がいや、その特性は、多くの子供たちが自然にできることがぱっとできないということの意味



しており、子供の個性に合った支援を提供することで、うまくいく行動のコツを学習して発達していくタイプの子供たちだという理解が必要です。したがって、行動のコツを保護者が学んでおくことで、子育てをより楽しいものにしていくことができます。

こうした取り組みは虐待予防としての効果も期待できます。発達障がいのある子供を持つ保護者だけでなく、発達障がいの傾向のある子供を持つ保護者、育児に不安の強い保護者、いい仲間関係が築けず困っている保護者等の支援を目的としています。今まではペアレント・トレーニング、こちらは通称「ペアトレ」と言いますが、そのような形で実践され一定の効果を上げてきていましたが、専門家向けのものであったために、それほど普及してきませんでした。一方で後発のペアプロは、ペアトレの全段階の基本プログラムとして位置づけられており、愛知県では大府市での実施が有名なところではあります。

このプログラムは子育て支援の一環としても有効です。行動で考える、叱るのではなく褒めて対応する、孤立している保護者が仲間を見つけるといったことを目標にしているのも、子育てに不安のある保護者への支援にもつながります。診断がなければ支援につながらないという医療モデルから、このように社会的な支援をすることで社会的障壁をなくしていく社会モデルへの移行にも期待ができます。このペアプロの導入を検討なされてはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） ただいまのペアレント・プログラムについて少し御紹介させていただきます。

議員がおっしゃいましたように、地域社会で子供や保護者の支援に携わる保育士や保健師、福祉事業所の職員等が保護者支援の一つとして取り入れやすいグループのプログラムでございます。また、発達障がいや、その傾向のある子供を持つ保護者だけでなく、育児に不安のある保護者や仲間関係が築けずに困っている保護者を支援するプログラムでございます。

内容としましてはワンクール6回のプログラムになっておりまして、今までは子供に対する否定的な視点、例えば困った子であるとか、できない子というように見ていたものを、これからは子供の行動を肯定的に捉える、ここまでできる子なんだとか、頑張っている子なんだとか、そのように子供の行動を適切に捉えられるように、保護者とのその方々に実施をしていただくプログラムでございます。

全国では、先ほどおっしゃいましたが、平成28年3月現在で23の自治体というふう聞いております。議員がおっしゃられましたように、5月25日付で厚生労働省より、こういうペアレント・プログラムを各市町村で実施したらどうかという文章が届いておりますので、今後、大府市さん等を参考にしながら、市としても実践できるかどうかを研究させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 江崎議員に御答弁申し上げます。

こういった障がいをお持ちの方からの側面からの一般質問は、私の知る限り、私が担当させていただいている限り初めてのケースかなあとも思うわけでございます。今、弥富市には障がいをお持ちの方は、身体障がいも含めまして、精神・知的という障がいをお持ちの方が約1,900名お見えになります。特に最近多いのが精神・知的障がいの方々がふえてきているというような状況でございます。こういった形に対して、行政としてどういう役割をしてくるかなきゃならないか、あるいは支援体制をとっていかなくちゃならないかということは大変重要な問題だろうと思っております。また、その保護者に対しても、先ほどのペアプロというようなものもあるわけでございますけれども、しっかりとそのようなことについても、保護者の大変さということも十分理解できるわけでございますので、そういったことについても我々行政がもう少し学んでいかなくちゃならないということも多々あるわけでございます。

そういった観点から今回御質問をいただいたわけでございますけれども、単刀直入に、弥富市のこういうところが足りないんだと、あるいは不足しているんだと、こういうところをもっと充実させてほしいということを議員のほうから、また委員会等においても教えていただければ、我々としてはそういったことに対して学び、そして対応できるものについて対応していかなくちゃならないと思っておりますので、単刀直入にこの障がいをお持ちの方のさまざまな側面について今後とも御意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 日ごろからよく勉強していただいていると思うんですけども、福祉課長の方からもペアレント・プログラムの説明もしていただきまして、ありがとうございます。こちらは予算もそんなにかからないというふうに今までやってきたところでは言われているみたいなので、よく検討していただけたらと思います。

このように全ての人たちの、それぞれの人たちの個性に合った幸せな人生を送れるようにすることが、目指すべき共生社会だと思います。特に成長の中で特別な支援のニーズがある場合には、周囲の人たちの可能なサポートをしていくことは、我々が果たすべく当然であることだと考えております。そうした当然のサポートを実現していくために、弥富市としても今まで以上の努力を続けていただきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は3時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時54分 休憩

午後3時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○12番（堀岡敏喜君） こんにちは。12番 堀岡敏喜でございます。

質問に入らせていただきます前に、今回の熊本地震によりましてお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。そして、一日も早く復旧・復興が進み安心をして生活が送れるよう祈っております。

4月14日の前震、同16日の本震で震度7の強い揺れを観測した熊本地震。発生から2カ月近くが経過をいたしました。震度1以上の余震は1,600回を超え、次第におさまってきたようにも思われますが、市長からの御発言もございましたが、昨日また大きな余震があり、予断が許させない状況が続いております。南海トラフを震源とする巨大地震が予測をされている中、今回の震災から何を学ぶべきか、弥富市の防災にどう生かしていくべきか、今を生きる私たちの重要なテーマであります。

以下数項目にわたり質問をまいります。

災害は全て様相が異なります。平成7年1月17日に発生をいたしました阪神・淡路大震災は直下型地震であり、平成23年3月11日に発生をした東日本大震災は地震、そしてそれに伴って発生をした津波により甚大な被害をもたらされました。

今回の熊本地震の特徴は、連続した大地震と、その後の群発地震であります。熊本地震で一連の地震を引き起こしているのは、住宅街の直近を走る活断層と言われております。活断層とは、数十万年前以降に繰り返し活動をし、将来も活動をすると考えられている断層のことです。震源の浅い内陸型地震を起こし、長いほど大地震を起こす可能性があるとし、日本国内には2,000以上もの活断層が見つっております。

熊本地震では、最初の地震では日奈久断層帯で、本震は布田川断層帯の一部がそれぞれ引き起こしたとされています。そして、最初の地震ではほとんど被害のなかった築7年の建物が、16日の2回目の震度7の地震によりまして完全に崩れてしまい、連続大地震の与えるダメージは非常に大きなものがあつたことを示しております。

熊本県などでは平成7年の阪神・淡路大震災以後、これらの断層帯をたびたび調査しており、被災住民の多くが活断層の存在を知っていたようではありますが、何の対策もしてこなかったことを後悔していたと、熊本地震の現地調査を行った名古屋大学の鈴木康弘教授は話しております。

政府の地震調査委員会では、今後、活発に活動すると見られる97の主要な活断層帯を公表しております。中部地方では、猿投・高浜断層帯、この地震ではマグニチュード7.6、加木

屋断層帯の地震ではマグニチュード7.4、養老・桑名・四日市断層帯の地震ではマグニチュード7.7、布引山地東縁断層帯東部の地震ではマグニチュード7.6など、いずれの活断層でも地震が起こった場合、弥富市では震度6から震度7の大きな地震となると予測をされております。

また、神戸大学の石橋克彦名誉教授は、駿河湾から四国沖にかけての南海トラフと中部地方を縦断する糸魚川・静岡断層帯が連動し、マグニチュード9クラスの巨大地震が発生する可能性があるとして分析結果を発表し、警鐘を鳴らしておられます。

最初の質問ですが、まずこれらの身近な活断層を知り、きちんと活断層の位置を把握し、今後の対策に生かしていくべきと考えますが、市の認識と対応を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

活断層が作用してできる直下型地震につきましては、明治時代以降に我が国で発生した内陸マグニチュード6以上の直下地震、愛知県を含む東海5県で9つの地震が発生しております。この130年近い間に平均いたしますと14年に1回の割合で発生しております。その中で最も顕著なものが、御存じの明治24年10月に発生いたしました濃尾地震でございます。これは根尾谷断層において発生し、マグニチュード8.0、死者・行方不明者7,273名、家屋被害は全壊が14万2,177棟、半壊が8万324棟と甚大な被害が発生をしております。

先ほどおっしゃいましたように、連動するというのも関係ございますが、近年地震の発生が危惧されております海溝型の南海トラフ巨大地震において地震動による被害や地震に伴う津波が心配されておりますが、活断層による直下型地震は熊本地震を見ても甚大な被害が発生しておりますので、活断層と直下型地震についても研究し、自主防災会全体会や出前講座などの機会を捉えまして市民の皆様と情報を共有してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 今、総務部長から答弁いただいたんですけど、こういった記録を市民が確認ができるような、そういう情報の発信の仕方というのも大事なかなあと。私、2回前の議会からずっと防災ライブラリーを設置してほしいと。別に名前は何でもいいんですけども、そういったいろんな資料を市として集めるということは、市の対策を打っていく上でも非常に有意義な資料になるんじゃないかなあと。それを市民と共有していくことが、今、部長がおっしゃった例えば講話で話をしていく、出前講座でその話をしていく、自主防災会の連絡協議会でそれをまた共有していくということにつながっていくんじゃないかなあと。残すことが大事ですし、我々にとって最大の使命、教訓に生かしていくということは忘れないこととございますので、ぜひ取り組んでいただきたい、そのように思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 追加答弁をさせていただきます。

過去における弥富町の時代から、そういった防災に対する、ライブラリーとは申しませんが、弥富町史の中において、例えば根尾谷の先回の濃尾地震の問題についても、弥富市がどういう状況にあったかということはきちっと記録に残っております。ぜひ弥富町史をごらんください。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 市長がおっしゃった、町として、また市として記録はもちろん残していらっしゃる。そういうことを言うたわけではなくて、市民と共有できる場所に置いていただくのもいいんじゃないか。防災というカテゴリー一つで見られるような状況のほうが市民としては扱いやすい、そのように思います。

それでは、続けて質問のほうをさせていただきます。

熊本地震では、多くの被災者が車で寝泊まりをする車中泊を余儀なくされたのも特徴であります。震度7の地震が夜間に連続した起こったことがトラウマとなり、恐怖感にかられ自宅に戻ることができず、多くの方が車中泊をせざるを得なくなったとされております。熊本県のイベント施設「グランメッセ熊本」では一時期、駐車場で車中泊をする2,000台以上の車があり、これほどの車中泊を出す大地震は過去に例がないと言われております。

質問ですが、車中泊は持病を持つ方や高齢者の方々にとっては疲労がひどく、リスクがつかまといいます。また、長時間の車中泊によって関連死も誘発をされてまいります。これらの対応について市の認識と対応を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 先ほど議員おっしゃいました本年4月14日以降に熊本県と大分県で相次いで発生している地震において、九州地方では初観測とされている震度7の地震が発生いたしました。4月14日は熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5、これが前震とされまして、4月16日に本震であるとされたのが、同じく熊本地方を震央とするマグニチュード7.3の地震が発生し、一月を経た5月までに揺れを感じた地震の回数が1,400回を超えるものであります。

地震により自宅が壊れて帰れないことや仮設住宅の建設が進んでいないことなどにより、避難所での生活を余儀なくされております。避難所ではゆっくりと眠れないことや、プライバシーがないことや、周辺に迷惑をかけないように気を使うなどの理由から、避難所の駐車場にとめた自家用車やテントで寝泊まりしている人が多く、5月10日現在において震災関連死の疑いが19人、エコノミークラス症候群で入院が必要とされた患者が50人に上ると発表されております。

被災により長期間避難生活を送ることは大変厳しい状況でありますので、皆様の御協力を得て少しでも過ごしやすい避難所の環境づくりや行政として仮設住宅の建設など最大限に配慮し、災害における関連死を一人でも出ないように努力していかなければならないと思っております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 今の部長のおっしゃるとおりなんですけれども、この車中泊をせざるを得ない状況というのは、後でお話をしますけれども、被災地域にいらっしゃった方々が避難場所を知らなかったということもあります。ある近場の避難所に集中をしてしまって、中を見た段階で、もうちょっとこの中には入れんなあと、車があるし車で何とか避難しようということもあります。14日、16日と続いた地震で、家はとりあえずは建っているんだけど、また地震が来るかもしれない、そういう恐怖心から家の中に入れない、仕方ないので車の中にいようということも重なったのではないかなあとと思います。

ここでちょっと問題なんです。弥富の中でも僕は、この車中泊というのは必ずあるだろうと思います。まず確認させていただきたいのは、今、市に公表されています指定避難所、1次、2次、3次と公表されておりますけれども、36カ所でよかったのか。また、その収容人数は今どれぐらいになっているでしょう。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 避難所の数が、1次避難所につきましては6カ所、2次避難所につきましては25カ所、3次避難所につきましては5カ所ございます。それぞれの収容人数が、1次避難所につきましては1,945人、2次避難所につきましては7,291人、3次避難所につきましては2,118人でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） ざっと計算をしますと、1万2,000弱ぐらいですかね。この数字を聞いて驚かれる方もたくさんいらっしゃると思うんですけど、地震がありましたと。従来までの、大きな災害もそうですけど、耐震さえあれば最初の地震が耐えたのであれば、自宅で過ごすことも可能だということもあります。だけれども、今回の熊本地震を一つ教訓にしていくなれば、なかなか家の中にとどまっておくということが難しいんじゃないかなあと 생각합니다。そうすると、避難所に向かわれる方も殺到するでしょうし、そうすると入れないですよ。実際、収容人数はそれだけしかないわけですから。

だからといって、すぐつくってくれという話ではなくて、今、4市2町1村で応援協定などされているとは思いますが、十分に足りている自治体も中にはあるんじゃないかなあと私は思います。そういう意味で、避難のことも含めて、応援協定というのをしていかなきゃならない。もちろん、災害全てではないですよ。水害になると、その4市2町1村全て

被害をこうむりますから、なかなかそういうわけにもいかないと思いますが、今回、熊本地震では大きな問題になったのが、そういう地震が続く中ずっとおりに続けることのつらさといえますかね。いかに車の中といっても、子供さんにとってはすごい恐怖にもなるでしょうし、例えば妊婦さんがおられる、障がい者の方がおられる、いろんな方がおられる中で、ちょっとでも精神的リスクを低くするためには、これ実はメディアでも有識者の方がたびたび話をしていたんですけれども、広域の避難をしなきゃならないと、一時的でもいいから。それから、いろんな遠隔の自治体から、例えば公営住宅を提供しますとか、民間の賃貸住宅で自治体と契約しているところなんかはそこを開放しましょうとか、そういうことが行われてきました。そういったことも、この熊本地震を見て、実際に弥富市でも起こり得るだろうと想定するのであれば、そういったことも考えておかなければならないと思うんですが、部長、どうですかね。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 1次避難所から3次避難所はあるんですけれども、当然足りませんもんですから、やはり広域避難ということで、広域避難というのはなかなか相手方の調整も必要とはなると思うんですけれども、被災者のことを考えれば広域避難という考えも重要でございますし、また広域避難に当たってはそれぞれの、またなれない地域へ行かれますので、地区ごとで顔見知りの方を固めて行っていただければそれなりに生活ができるということで、そういうことを気をつけてやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） ぜひそういったことを自治体の中で考えていただきながら、今、自主防災組織の立ち上げに尽力していただいている中で、その自主防災組織と連携をする中で、そういった課題も共有をしていかなきゃならないですし、例えば地域ごとに避難するということは大事ですよ。把握をするということが自治体にとっては大事だと思いますので、そういったことも含めてしっかり想定をして、その上での対策を進めていただきたい、そのように思います。この問題は一番最後にも係りますので、また申し上げます。

続けて質問をさせていただきます。

2013年には国におきまして避難行動要支援者名簿が義務づけられましたが、避難所ではなく、先ほども言いました目の届かない場所に避難をした場合、行政が対応するのは極めて難しいことが熊本地震では明らかになりました。この場合、行政だけでなく、看護師や保健師を中心としたボランティアの戸別訪問が有効といいますが、要支援者が見つかった場合、福祉施設などに設置をされる福祉避難所が受け入れ先となります。

福祉避難所は、自治体が災害救助法に基づき、福祉施設や公共施設などを指定します。国の指針では、紙おむつや医薬品などを備蓄することが望ましいとされ、手すりやスロープな

どバリアフリー環境も整備をされております。2014年の10月現在で、全国では7,647カ所が指定をされ、熊本市でも176カ所、約1,700人分の受け入れを計画していたんです。ところが、先月の22日時点で開設できたのは73カ所だけで、利用者は341人にすぎませんでした。施設が損傷するなど理由は幾つもございますが、とりわけ大きいのはスタッフの数が追いついていないということでもあります。例えば、老人ホームが福祉避難所となった場合、職員はもとから施設を利用していた人に加え、避難者のケアにも追われます。人手不足に陥るのはどうしても避けられないということです。

被災した自治体は現在、災害弱者の受け入れ可能な福祉避難所を少しでもふやそうとスタッフの確保に全力を挙げております。その取り組みを促すためには、例えば看護師や介護福祉士などの資格を持ちながら、現在その職についていない潜在有資格者に協力をしてもらうことはできないでしょうか。その上で被災地外からのスタッフの派遣態勢を強化することも考えていかなければなりません。もちろん、資格のない人でもできることはたくさんございます。傾聴ボランティアなど、避難者に寄り添ってくれる人は必要とされているからであります。

さらに重要な視点は、本当に困っている災害弱者ほど孤立をしがちで、声を上げにくいということでもあります。福祉避難所の存在自体知らない人も多い現状です。周知徹底は必要不可欠であり、要配慮者の把握には事前の行政、地域、本人や家族と相互的な信頼関係を構築していくことが求められます。熊本地震を教訓に、要配慮者の把握や受け入れ、福祉避難所のあり方など、市の認識と対応を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 福祉避難所、要配慮者の受け入れ等でございますけれども、災害時に自力で逃げ切れない高齢者などを避難時の要援護者と位置づけて、民生委員さんや自治会に協力していただき整備をしているところでございます。しかしながら、避難時に手助けが必要とみずから手を挙げた人をまず名簿に掲載しているのが実情でございます。さらには、要援護者の所在の通知は個人情報にかかわるため、課題もでございます。今後は実効性のある避難計画づくりが課題であると考えておるところでございます。

福祉避難所につきましては、阪神・淡路大震災を総括した災害援助研究会で、その必要性が初めて報告され、公式に福祉避難所が開設されたのは平成19年の能登地震のときで、同年に発生した新潟中越地震では9カ所が開設されたと聞いております。

当市におきましては、福祉避難所は弥富市総合福祉センター、十四山福祉センター、民間協定で輪中の郷、愛厚弥富の里、長寿の里・十四山の5カ所を指定しております。

熊本地震での福祉避難所においては、平時においての入所者や利用者の世話だけで手いっぱい、先ほど議員もおっしゃられたように、人員に余裕があるわけではなく、数名の要支



援者と家族が新たに避難してくるだけでも対応は厳しくなると報道されておりました。

このような課題に対しまして、議員御指摘のとおり、市内・近隣の潜在有資格者に御協力をいただくなど、健康推進課、福祉課や関係機関と情報を共有しながら研究してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） そのとおりだと思うんですけども、何とか手を打っておかないと、福祉避難所に例えば時間に余裕があつて殺到した場合というのは、そこにおられる方は本当に大変なことになると思うんですね。

有資格者をどうやって、それも含めましてどうやって人材を確保していくのかというところだと思うんですけども、ふだんでもそうなんですけど、ボランティア意識の高い方というのはたくさんいらっしゃると思うんです。ですので、例えばこの福祉避難所に限ってもそうですし、先ほどの障がい福祉にしてもそうですけれども、社会福祉協議会が毎年2回ほどかな行っていらっしゃいます例えば障がい福祉ボランティアなんかも毎回受講申し込みがある、そのようにお聞きしておりますし、そういった方々も、今回、福祉避難所で例えば世話していただける人に充当できるんじゃないかなと。この災害時要支援者というのは、受けられる方というのは手挙げ方式だと思うんですけども、それを取り組む方も手挙げ方式で募集をかけていくということも行政としては大事かと思えます。

ただ、地域に落として考えますと、本当の要配慮者対策というのは、前々から議会でも質問させていただいているとおり、地域で把握するしかない部分があります。ここに公助としてどういう助けとか働きかけをしていくかというところだと思うんですけども、それがままならない部分は、まずはそういう人材を募集してもいいんじゃないかなあと思えます。

また、今の弥富市にはささえあいセンター事業というのがございます。そこに協力会員として、志を高く持ってらっしゃって協力会員となつていただいている方々にも、そういう資格のある方もいるんじゃないかなあと。そういった方々にも、いざというときには協力いただけますかぐらいの答申というか、しておかれると、また1人でも2人でも人材確保につながるんじゃないか。これは弥富市だけで言うていますが、例えばそれを先ほど言った4市2町1村でそういった話も含めて進めていけば、大きな人材のあれになるんじゃないかなあと思えます。ぜひそういったことも考えながら、市としては進めていただきたいなあと思えます。

地域のボランティア云々のことに関しては、後で事前の取り組みという部分でも触れますので、ここはここだけにとどめておきますが。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ちょっと追加答弁させていただきますけれども、弥富市に要配慮者と

言われる人たち、例えば1人だけでお住まいの方が約1,400名、それから65歳以上の老人世帯のみでお住まいの方が1,400世帯ぐらいあるわけでございます。こういった人たちが、その対象になろうかなあと思っております。また、もちろん障がいのある方も当然のことながらそういう対象になってくるということで、非常に膨大な数になってくるわけでございます。

そうした中で、今、それぞれの自治会の中でつくっていただいております自主防災組織、あるいは民生児童委員の皆様方、こういった人たちにその人たちを把握していただくということが私は大事だろうと思っております。先ほど所管のほうからは個人情報であるとかという話もありましたけれども、いざ災害のときに、そういったことが優先ということはありません。やはり人の命を守っていくということが私は大事だろうと思っておりますので、一度しっかりとしたそういうフォーメーションを市としても、自治体、あるいはそれぞれの団体と話し合っってしっかりとしたものをつくっていくことが必要だろうと思っておりますので、また御協力いただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 2025年問題もでございます。市長から今力強い答弁をいただきましたので、これから2030年に向けて高齢者の方が5人に1人から4人に1人、3人に1人とふえていく中で、そういう手を必要とする方がたくさん出てくる以上は、その対策もしっかり打っていかなくちゃならないんじゃないかなあと思っています。このことについてはもうちょっと後で詳しくは触れたいなと思っております。

質問を続けさせていただきます。

今回の災害においても、公共インフラが断たれ、改めてトイレ整備の重要性が指摘をされております。行政、地域、また個人での簡易トイレの配備が必要であります。いかに対応していくのか、市の認識と対応を伺います。また、市は指定避難所などにマンホールトイレの設置もしていただいておりますが、公共インフラ、例えば水なり、電気なり、こういうのも断たれた際に使用が可能なのかどうかもあわせて伺いたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） いつも大きな地震が発生すると、ふだん使っているトイレが使えなくなる可能性はとてもあります。安心して使えるトイレを求めることは特にぜいたくではなく、命を守るため優先して取り組むべきことと認識しております。災害時のトイレ問題は、1995年の1月の阪神・淡路大震災で顕著化し、その後も大震災のたびに繰り返し重要性が指摘されております。

そこで、過去の震災からのトイレの大切さを学ぶと、1995年の阪神・淡路大震災では、水の出ない水洗トイレは見る見る便の山に、人の目につかない木陰や校庭の隅で用を足す人が出始めたり、仮設トイレが設置されたのは早いところで3日目移行であった。仮設トイレの

便槽が満杯になり、使用禁止の仮設トイレがあちこちに出たというようなことがございました。

また、2004年の10月の新潟県中越地震においては、余震も多く、建物に入らず車の中で避難生活を送った人もおり、そのためできる限りトイレには行かないようにするため、水や食事を控え、その結果、先ほど言うておりましたようなエコノミー症候群を引き起こすこともありました。

2011年3月の東日本大震災におきましては、下水処理施設が広域的に被害を受け、トイレ・排せつに起因する問題が発生しました。また、汚水が流れないため水洗トイレが使えず、避難所の仮設トイレは遠くて使いづらいので、自宅でゴミ袋に排せつする期間が続いていたと伝えられておりますなど、いろいろトイレに関する課題が浮き彫りとなっております。

浦安市におきましては、震災翌日から仮設トイレを設置し、市で備蓄してあった仮設トイレ307基、工事現場で使うようなボックス型のトイレを401基設置したものの、使い方がよくわからない、高齢者、障がい者、女性、子供の安心・安全、プライバシーというところで課題があることなどから、自宅のトイレで安心して用を足せるようにと考え、携帯用トイレを下水道が使えない地域に全戸配布したとも聞いております。

本市におきましても、これらを教訓といたしまして、簡易トイレとともに携帯用トイレ、便袋でございますが、準備をしております。

また、議員おっしゃられましたマンホールトイレにつきましては、マンホール自体の破損や浸水がしていなければ使用可能であると考えております。災害の発生時の緊急なトイレ対策は大変重要でございますので、自宅における携帯用トイレの準備もあわせてお願いしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） たびたび済みません。このトイレの問題は非常に大事なことだと思っておりますので。

私も、浦安市と今、災害協定を組んでおりますけれども、そちらのほうの方に聞きますと、その当時一番困ったのはトイレだと。そして、トイレには男女の区別があるという形の中で、女性が簡易トイレを使用するということについては極めてまれだということに対して、我々としてはその辺のところを今教えていただいておりますけれども、きちっと女性は女性専用のトイレというものをつくっていかないと、なかなか簡易トイレではできるものではない。ある意味では公共の施設におけるトイレにおきましても、例えば男女のトイレが別々になっておるわけでございますけれども、フロア別にしっかりと明確にしていくというような形で、男女の使用する区別をしっかりとしていくということが大事であろうと思っております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 市長がおっしゃったことはまさに大事なことでして、女性にとって簡易トイレでやるということが物すごい抵抗でして、まして簡易の携帯トイレですね、あと便袋とも言いますが、これ一遍でもやっておかないと絶対無理です。困りがあったとしても無理です。あとの汚物の処理を自分でしなきゃならないんですね。こういったことを御自宅の個室のトイレで一遍でも置いて、とりあえず経験しておくことも、防災に関連してはいい訓練になるんじゃないかなと思います。

実際に神戸でもそうだったんですけど、トイレの形があったらそこでしたくなるんですよ、人としては。飲み物、水は絶対必要ですけども、出すものだけは絶対我慢できないので、これも先ほど部長がおっしゃった。だから、出したくないから飲まないとなると、先ほど言ったエコノミー症候群になってしまったり悪循環が続いてしまうので、何としても出る部分の安心感だけは確保する必要がありますし、これは今だから、僕、市は強く言えると思うんですけど、市民の皆様にも3日分、また4日分を、また自治会の自主防災会でも配備しておくべきだと思います。簡易トイレは配備されているところが多いですけど、大概1個とか2個なんですよ。これは、先ほど市長がおっしゃった例えば女性・男性を分ける部分が絶対必要ですから、最低でも2個は必要だと。こういったことも危機管理課のほうが、ぜひ自主防災会設立の際に備えておくべきものとして、しっかりマニュアル化してでもいいから伝えておくべきだと思います。

防災会を立ち上げて、その一つの支援として、防災資機材に対しての85%の補助というのがございます。こういったことも使いながら、地域の安全対策といいますか、こういった今まであった大きな災害を一つ教訓にして地域でやっていかなきゃならない。市に1万5,000あったとしても、どうやって配るのという話も後でしますけど、とりに行かなあかんのみたいなこともあります。これが半日かかれば、半日我慢せないかんわけですから。

加えて、よく研究をした上で発表していただきたいんですけども、弥富市の場合、今、下水道工事が進んでいるさなかでして、例えば僕は集合住宅に住んでいますけれども、電気と水道とまった時点でやっちゃだめなんです。やっちゃうと、水があればとりあえずは流れますけど、みんなそれで流したら下でたまっちゃう一方ですから逆流するんです。これになってしまうと、もうとめられない状況になります。要は、弥富も全部含めて木曾川水系はそうですけど、広域で電気がとまっちゃったら上水も流れませんから、もちろん流す、処理することもできません。だから、やりたいけど我慢しなきゃならない。衛生上のことを考えるのであればね。そのことをしっかり伝えていただきながら、簡易トイレの常備というのを本当に強く進めていかないといけないなと思います。

ちなみに、熊本地震の際には、応援協定か何かあったりなんかする建築業界の方々から、

先ほど部長からありましたけど、仮設のトイレを設置していただきましたけど、全然間に合わないんですね。避難所がどこかもわからないような状況でしたから。また、そういったこともしっかり教訓として、備えるべきは備えるように、市としても情報として流していただきたいなあと思います。

じゃあ、続けて質問をさせていただきます。

熊本地震では、水や食料、毛布、その他生活用品など、被災地で物資の不足を訴える声が相次いでおりました。また、支援物資が被災地の避難所に行き届かないのは、道路事情の悪さに加え、行政の混乱や人手不足なども要因になっておりました。仕分け作業などを期待されるボランティアも、余震が続いていたため県社会福祉協議会では受け入れができないと言い、県の担当者は、市町村はニーズ把握にまで手が回らない、県も何が求められているか把握ができないとお手上げの状態でありました。

災害後の行政運営を円滑にするためにも、避難場所の提供や人的支援など、広範囲で自治体間での応援協定を締結する必要があります。また、物資の受け入れには地域外での仕分けや民間の配送力も大いに利用すべきと指摘をされております。これらの現状を見て、今後の市の救援体制、支援体制の課題について、取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） まず、行政の相互応援につきましては、海部津島の4市2町1村において協定を締結しているところでございます。大きな災害が発生した場合は、まず近隣の市町村で助け合うこととしております。

また、弥富市におきましては、先ほど言うておりましたが、千葉県浦安市とも相互応援協定を締結しており、現時点では東日本大震災における浦安市などの対応などを教えていただき、災害に備えているところであります。

議員御指摘の大きな災害が発生した場合には、市役所自体も混乱しており、適切な対応ができない可能性があります。このような事態に備えるためにも、行政としての対応をどのようにするのかをいま一度確認するとともに、先ほどの民間の力ということで、民間の協力をどのようにお願いしていくかを検討してまいりたいと思います。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 先ほども一番最初のところで言いましたけど、避難所の問題もありますし、今、熊本県のほうがすごい問題になっているのが、罹災証明を出すのにすごい手間取っているということもあります。これは、阪神・淡路大震災を一つの教訓にしていて、支援システムですね。罹災証明を出すための自治体のさまざまなデータは、今、クラウド化をされていると。これは前にも質問をされたときに、弥富市では素早く県のシステムを使ってクラウド化されて、あとはそれを作業する人材の確保ですよ。熊本なんかでは半壊・倒壊

した件数が多いもんですから、診断士の数が全然追いつかなくて、被災して新たな生活に行きたいんだけど、その証明がないために何の保証も得られないという状況が続いているということでもあります。これも行政の方々には本当大変だと思うんです。震災があった後に、すぐさま市民のために動かなきゃならない。このことを円滑にするためにも、今からそういうことを想定して人材の確保なりしなきゃならない。

今、浦安市との協定があります。これは有効なことだと思うんですけど、この間、大きな地震の揺れがあるというのが地震調査委員会が発表しまして、太平洋側は真っ赤っ赤だったんですね。ひょっとしたら、本当に最大規模で南海トラフの地震があったときに、千葉県浦安市も被災するんじゃないかということも考えられます。そういった意味で、できたら市長、日本海側に、もうちょっと協力する地域をつくっておいてもいいんじゃないかなあと僕は、これは素人考えですけども、行政業務を要は応援していただけるという意味での協定を結んでおかれることも大事じゃないかなあ、そのように思います。

時間が迫ってまいりましたので、要望だけして進めさせていただきます。

熊本地震では、宇土市の本庁舎の4階が潰れるなど5市町の庁舎が使えなくなり、災害対応にも支障が出ました。うち益城町を除く4市町では、耐震基準を満たしていなかったことが明らかとなっております。災害対策本部の機能を発揮しなければならない庁舎の機能が麻痺したときの対応策が不十分であったことが浮き彫りとなりました。

また、今回の地震では、病院の災害対策の重要性が改めて指摘をされております。災害が発生した場合、災害医療を担う施設は幅広い機能を発揮しなければなりません。構造だけでなく、設備を含めた建物の耐震性を確保していくことは大前提になります。今回の熊本地震では10カ所の病院が、建物の倒壊リスクやライフラインの途絶により、他の病院への搬送を実施したことが明らかになっております。

防災本部機能を発揮しなければならない庁舎や幅広い機能を発揮しなければならない病院の耐震対策など、しっかりと検証しておかなければなりません。市の認識と取り組みを伺います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

今回、このゴールデンウィークを一つの起点といたしまして、私どもは今までの庁舎から仮庁舎へ移転をさせていただきました。市民の皆様には大変な御迷惑をかけておることは重々承知しておりますけれども、東日本大震災等々の教訓からして、昨年、議会とも協議をさせていただいて予算を認めていただいた形でございます。熊本の地震というようなことと一緒にになりましたけれども、決してそういう形で、熊本地震が発生したからそういうことではございません。現在の今まで使用しておった庁舎が耐震性が全くないという中で、その老

朽化も進んでおります。建てかえの話はまた別にさせていただきますけれども、そうした中でこの十四山支所のほうへ本庁舎を移転しているわけでございますが、こちらのほうには従来の災害対策の中で十分その機能を備えた上で移動しておりますので、御心配をいただかなくても結構かなあと考えております。

また、病院等の災害拠点では、海南病院が災害拠点病院という形で、これはしっかりとした病院としてことしの10月、秋にはさまざまな整備計画を終えて完了する予定でございます。そうした中において、災害拠点病院のみならず、さまざまな形での基幹病院として、この海南病院の機能が大きく発揮されるだろうと考えておりますので、御理解いただきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。

庁舎の問題に関しましては、移転というのは仕方ないというか、これしかないだろうと思います。ただ、市民の方々の中には、いろんなところに行かなあきませんから。ただ、でも中で地震があったときに崩れるといった危険性のある中でやるよりは、まだそのほうが、今は選択肢としてはそれしかないわけですから、一日も早く庁舎が建つことを祈っております。

病院に関しては、今言った拠点病院でございますので、さっき言った4市2町1村も含めて当てにされる病院になると思うんです。ただ、ライフラインが途絶した際の機能というのも、海南病院ではしっかり準備はされておりますけれども、そうならない、そこにお世話にならないような、けがしないなり、持病を持っている方とか、今、診療を続けていらっしゃる方が中心になると思いますから、なるだけ我々、普通一般人はけがしないように努力をしていかなきゃならないんじゃないかな、そのように思います。もうちょっと話も突っ込みたかったんですけど、時間がないので先に進ませていただきます。

熊本地震では、被災地での物資不足がなかなか解消せず、避難所ではふびんな暮らしが続きました。もしもに備え、私たちは日常の備えを総点検する必要があります。防災に詳しい危機管理アドバイザーの国崎伸江さんは、熊本県の被災地を回り、被災した人は何に困っていたのか、どんな備えが役立つのか、情報発信をしておられます。

また、熊本の主婦が発信をした地震直後にしておけばよかったと後悔をしたこと5項目は、インターネット上で多くの方に読まれ、これをざっと紹介いたしますと、1番目にお風呂の水をためておけばよかった。2番目に空のペットボトルを捨てなければよかった。これは、簡単に注釈を入れますと、お風呂の水をためておけばよかったというのは、お風呂に入りたいというわけじゃなくて、水が出ないわけですよ。さっきも言ったいろんなことに使うお水というのが、ためるところがないんですよ。空のペットボトルを捨てなければよかったと

いうのは、これは給水車が来たんですけど、袋とかそんなはないんですよ。自分で持っていかなきゃならない。ポリタンクとか用意しておくことも大事ですし、空の1リットル、2リットルのペットボトルを持ったほうが、子供さんと一緒に運んでも運べると。そういった意味でペットボトルを捨てなければよかった。

3. コンビニのパウチ惣菜も買っておけばよかった。いつでも何があってもいいように、一月ぐらいもつんですよね。置いておかれると便利だという。

あと、4. 使い捨てのカイロを持って出ればよかった。4月ですから、夜はやっぱり冷えます。そういった意味で、あったら助かったなあというようなものがありました。

5. お風呂に入っておけばよかった。これは、14日の前震があった際には電気はまだ大丈夫な地域が多かったわけです。その間にお風呂に入っておけばよかったと。だけど、16日以降はずうっと1週間から10日、長いところで2週間インフラがとまりました。お風呂に入れないわけですね。

そういったことで、本当に被災された方が身で感じたことを発信している、こういうことは大事です。ここではここまで詳しいことは申し上げませんが、災害現場からのこうしておけばよかったなど、現場からの生活実感が伴うリアルな情報は、防災意識の低い方でも取り組みのきっかけへととなります。

3月議会でも申し上げましたが、防災への取り組みは、わかりやすく、すぐにでも行えることなどを啓発に材料にしていくべきであります。地震災害で事前に取り組むべき必要なことは、発災直後に命を守る、家屋の耐震化や家具などの転倒防止対策、そしてガラスの飛散防止対策などもあわせ、生活実感のある情報を常に情報発信していくことが大切です。

市はホームページや防災情報ツイッターなど媒体はあるものの、有効に使えているかといえば、私はそうは言えない現状だと思います。関心が高い今こそ、災害への備えを強調して取り組むべきです。今回の地震災害を教訓として生かすためにも、情報発信のあり方、情報媒体の使い方を改める必要と考えますが、市の認識と対応を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 先ほど来、議員のおっしゃるとおりでございます。災害時におきましても情報が必要ですし、ふだんからの情報を仕入れておくということは非常に大切でございます。私ども、ホームページとかを載せておるんですけども、日常生活の中で防災行動を意識せずに過ごせるなどの現実味がある話などをすることなど、住民と身近に接して継続的に防災についての話をしていくことが大切だと思っております。

また、直接住民の皆様と、先ほど来のお話し合えるような機会をつくりまして、顔の見える関係づくりも大切だと考えておりますので、防災講和や出前講座などを積極的に活用していきたいと思っております。よろしく願いいたします。



○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） それはそれで大事なんですけど、きのうの朝日議員の質問でもありました携帯電話端末がなければ、被災された方々は情報が得られなかったんですよね。ネット回線だけ使えたんです。そこで何を媒体に使ったか、情報のもととして使ったか。いろんなデマも流れました。だけど、例えば市の公式のアカウントを持った情報であれば確かだろう。この確かな情報をとるということが大事でして、これはふだんから、そういうフォローをされてないと情報が得られないんですよ。

ちなみに、僕も見たのが何日か前ですのであれですけど、防災情報ツイッターがございませ、弥富市でね。知らん間につくっていただけてすごいなあと思ったんですけど、書き込みが2個だけですね、去年の9月の台風の時だけです。フォロー数は25です。これはないのと一緒に。せつかくですから、何かあったときにその情報を発信するのではなくて、今回の地震にあって皆さんの意識が高いですから、せつかく弥富市のホームページには防災に関するさまざまな備えのことについてのいろんなものが載っていますよね。それを1日ずつ、1個ずつでもいいですよ、2日に一遍でもいいですから、読みましょねぐらいのメッセージを添えてやるのも大事だと思います。

今回の先ほどあった熊本の主婦のブログ、これ以外にもたくさん危機管理アドバイザーの方のブログなんかに要はリンクをされて、これは必要というようなことで載せられております。これをしなさいということじゃなくて、こういう情報もありますよという出し方も啓発していく意味ではすごく大事じゃないかなあ、そのように思いますので、せつかくあるアカウントですのでフルに活用していただいて、フォロー数を伸ばしていざというときには役立つものにしていただきたい、そのように思います。

時間がないので、答弁を求めたいところなんですけど、次に進ませていただきます。

大きな災害が起こると、多くの住民が避難所での生活を余儀なくされる可能性があります。これまでの災害でも課題となった要配慮者への対応はもとより、ペットの問題、また治安の問題など、避難所をどう運営していくか、事前の備えを地域ぐるみで考えておくことの重要性を改めて認識いたします。

震度7の震源地となった益城町では、この40年ほどの間に6倍以上ふえた新興住宅地で防災訓練はほとんど行われず、避難所運営のマニュアルもなかったといえます。ハザードマップの存在も知らなかったとする多くの返答があり、多くの地域で自主防災組織も結成をされていなかったそうであります。町役場の庁舎は使えなくなり、行政は機能不全の中、日本防災士機構のメンバーに助言を仰ぎ、手探りの避難所運営が動き始めるのに10日以上もかかったといえます。

防災をいかに生活文化にまでしみ渡らせるか、議会でも繰り返し質問してきたことですが、

これまでの災害を教訓として生かすならば、地域だからこそできる準備にふだんから取り組むことが大事であり、事前の備えを地域ぐるみで考え、自分たちのまちは自分たちで守るという互助・共助・近助を想定した訓練が大切であります。

市民への啓発、持続性と実効性のある訓練につなげていくため、地域での事前防災の取り組みに市はいかにかかわっていくのか、認識と対応を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 防災意識は定期的に刺激がないと薄れてしまいがちなので、定期的に防災講座を開設するなどすることは大変大切なことだと思っております。3月議会でもお聞かせいただいた南部美智代先生の言葉で、「通り一辺倒な言葉で自助を啓発しようとしても、それは難しい。ある程度の知識を持っていれば別だけど、そうでなければ、その人の身近な問題として伝えることが大事」、この言葉に深く感銘いたしました。

例えば、日ごろから災害時の対応についてよく話し合っておくことに加えて、朝の一言で互いの予定を確認することによっておおよその一時避難場所がわかり、その後の合流がしやくすなるなど、防災・災害対応につながるのではないのでしょうか。

このように、日ごろの暮らしの中に防災を意識することで災害に対する備えとなります。このようなことも事前防災につながると思いますので、出前講座や防災講和においてこのような話を取り入れるなど、引き続き市民の皆様と防災・減災の認識を深め、防災対応力の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） きょうからも各議員の皆さんからも防災についての質問がある中で、組織のあり方が、72地区中59防災会が今設立をされたと。これはすばらしいことだと思うんですけども、防災会の組織のあり方ということもしっかり考えていかならないんだと思うんです。何も防災会という会があって、名簿ができて、規約があって、形ができて、これが防災会の働きをするか。これは、もちろんその中に入られる人の思いが形となって、実効性のある訓練につながって、初めて防災会として自治会の中で役割を果たしていけるんだなあと思うんですけども、なかなかこれをつくることに固執してしまって、規約なんかも割と渡してやっていませんか。その辺は大丈夫ですか。本来であれば、自主組織ですから、決まり事というのは、先ほどの大原さんの質問じゃないですけど、決まり事というのは自分らでつくっていくものですよ、公平性を保つために。また、不公平がないようにね。実効性のあるようにみんなで意見を募ってつくっていくのが規約でありまして、先にこれがぱーんと組織の頭にあっちゃうと、これがブレーキになることも間々あるんですね。こういったことも考えていって、形としてある程度骨ぐらいはあってもいいですけど、そういった組織のつくり方をしていただくのも大事じゃないかと。

もう1つあるのが、例えばどうしても防災組織というものがつくられない、そういう地域でしたら、前にも神戸の加古川グリーンシティ、2,000世帯の大きな自治会の話を見せていただいた。もう6年ぐらい前の話です。そこは自治会全体が防災会です。要は自治会の中に防災委員がおるわけですね。自治会に所属されている方、帰属されている方は全員防災会員です。みんなで守るんだということで。先ほどの福祉避難所で要は介助をしていただけるような人材をどう確保していくか。これは福祉だけじゃなくて、いろんなことにわたって、そこではチャンピオンマップというのがあります。例えば日ごろの仕事でコンピューターに携わっている方、土木事業に携わっている方、水道工事に携わっている方、看護に携わっている方、それが全部書いてあるんです。それが要は市に登録している要配慮者、また何か必要なときに、それが全部連動していてすぐ伝わると。今はわかりませんよ。ちょっと最近取材していませんから、それが形になって残っていたらすばらしいとは思いますが。ただ、ホームページには加古川グリーンシティの活動というのは常に載っていますので、またごらんになっていただければなあと思います。

ですんで、ぜひ部長、防災会のこれからつくっていくに当たっては、いろんな意見を聞きながら、形だけにこだわるのではなくて、自治会としての防災のことを市からもし伝えることがあれば、それを伝える一つの、媒体と言っては失礼ですけど、役目を担っていただけるような方を、それこそなっていたことが一番大事じゃないかなあと思います。

それと、訓練というのもいろいろありますけれども、先ほどの要配慮者は地域で把握していかならない。これを地元の地域の方々が、また支援をしていただく方も、両方が相互的にそれを必要とされるような環境をつくらなきゃならない。そのために一番いいのが、前回は御紹介させていただいたDIGであったり図上訓練ですよ。今回、市の防災訓練では、社教センターのほうで避難所運営の模擬訓練をされるということも聞いております。だから、ああいうところも見ていかれて、またメイン会場もそうですけど、市の防災訓練が一つそういうことを行えるようなきっかけになるような、また周知の徹底も市長にもお願いして進めていただきたい。

どうしても聞きたいことが1つございますので、時間もないですからさらっと聞きたいと思えます。

先ほど誰やったか、済みません、質問されていましたが、避難所のことについて、1次避難所と指定避難所と違います。ですけど、避難所に向かうに当たって、地域の方々は、ある道が当たり前とっていらっしゃるかもしれませんが、熊本も実際ありました。橋梁であるとか、例えば農業で使う用水で使う暗渠ですね、そういったことが崩れてしまっている。あるはずの道がない。避難所に行くまでの要は経路をつくっているんだけど、行けなかったということもあるんですよ。ですので、こういったこと、今回の熊本地震で大

きな教訓としては、2の手、3の手を考えておかなきゃならないよということだと思っ  
すね。

確認したいことなんですけど、市には今、563の橋梁があるとお聞きしていますけど、こ  
の維持管理は、前回質問したときは、アセットマネジメントということで長寿命化を図って  
いるとはおっしゃいますけれども、これが今回の地震、大きな地震が2回続きましたけれど  
も、こんなことで崩れたりしないのか、そうしないための例えば補強とかされているのか、  
そういったことをお聞きしたいんですけど。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをします。

橋梁の定期点検の対象になっておる橋につきましては、橋長2メートル以上 —— これは  
暗渠の橋も含めます —— は、先ほど議員のお話があったように563橋ございます。これに  
つきまして、目視点検等の点検を進めているところでございます。

今回の地震の対応ではございませんけれども、平成26年度に優先してまず橋長15メートル  
以上の橋梁、これは26橋ございますけれども、これについて点検を行いました。緊急的な措  
置が必要な橋梁はございませんでした。しかしながら、地震の揺れに対する安全性を高める  
ため、まずこの26橋につきまして落橋防止措置などの対策を講じているところでございま  
す。

また、避難経路が道路や橋の損傷によったり建物やブロック塀が壊れるなど、このような  
ことに対して通行ができない場合があります。そのような場合は複数の経路を、地元の方、  
地域をよく御存じだと思っておりますので、複数の避難経路を考えていただくなど地域に根差した  
避難路を確保していただく、これが大変重要ではないかと思っております。以上でございま  
す。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員、もう時間が少ないですのでまとめてください。

○12番（堀岡敏喜君） 部長のおっしゃるとおりかなあとと思います。また、先ほど言ったD  
I Gであるとか自主防災組織の中での訓練で、実際に避難経路も歩いてみて、人が歩けるの  
か、また車椅子が通れるのか、いろんなことを考えながらシミュレーションしていきますと、  
逆にその自主防災組織のほうから、ここの橋大丈夫なのということも出てきますよ。ですか  
ら、そのときには明確に答えられるような準備をしていただきたいし、維持管理もしっかり  
していただきたいし、この橋だけは潰れんという、難しいと思うんですよ、災害には勝てな  
いと思うんですけど、2の手、3の手を考えていきたいと思いますよ、そういったことも市からも  
強くアピールをしていただきたいなあと思います。

最後、市長にも答弁を求めたいんですけど、今回、熊本地震で連続する大地震も想定外で  
はなくなりました。弥富市でも連続して、また群発的に地震が起こる災害に見舞われたとき、  
広域に避難することも重要ですし、それができない住民の多くが車中泊を余儀なくされる場

合も十分に考えられます。こういった対応を踏まえて、地域防災計画も見直さなければなりません。熊本地震は、日本全国どこでも起こり得るものであり、あすは我が身と思って、最悪を想定し、最善を尽くす事前の訓練からも徹底して行っていくことが重要であります。

また、各御家庭でも、備蓄は3日分とよく広く言われておりますが、今回の熊本地震を振り返るとき、発災以降3日で一般住民に物資が行き渡るような災害は大した規模ではなく、災害に備えるというのは大規模災害に備えるという意味だと思えます。熊本地震も教訓として生かすには、市の、また地域のBCPも含めて、市の地域防災計画の見直しを進めるべきと考えますが、市長の認識と御意見をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 防災士の資格を持っていただいている堀岡さんならではの御質問で、毎回大変注目しておるわけでございますけれども、私たちは過去の自然災害から多くのことを教訓に学んでおります。伊勢湾台風からことしで57年目という大きな節目でございます。いつときに358名のとうとい命を亡くしている、この教訓は絶対生かすべきだと思っております。

災害は地震のみならず、風水害等々いろんな災害がございます。そうした中で、事前防災、事前減災はやはり自助・共助・公助、みずからの命、みずからのことは、そして共助、地域のことは、周りのことは、そして公助、我々行政がそれぞれ連携機関の中でやっていかなきゃならないことをしっかりと連携を持ってやっていくことだろうと思っております。こういったことの災害に対する予算は毎年毎年膨大な予算として組み上げております。そうしたことが無駄にならないように、一つ一つ積み上げたことが着実に実施に移行するんだという中で、これからも災害に強いまちづくりをしていきたいと思っておりますので、議員各位の御協力もよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○12番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。しっかり市民と共有をして、一人の被災者も出さない、そういった地域づくりをお願いしたいと思えます。以上で終わります。

○議長（武田正樹君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時03分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武田正樹

同 議員 江 崎 貴 大

同 議員 加 藤 克 之